

第6期 横浜市子ども・子育て会議

第3回 子育て部会

日時：令和6年3月22日（金）
午後6時00分～8時00分

議事次第

1 開会

2 議題

- (1) 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画について
- (2) 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画に向けた新たな点検・評価の試行実施について

3 報告事項

令和6年度こども青少年局予算案について

4 その他

5 閉会

【資料】

- 資料1 横浜市子ども・子育て会議子育て部会 委員名簿
- 資料2 横浜市子ども・子育て会議子育て部会 事務局名簿
- 資料3 横浜市子ども・子育て会議条例
- 資料4 横浜市子ども・子育て会議運営要綱
- 資料5 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画について
- 資料6 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画に向けた新たな点検・評価の試行実施について
- 資料7 令和6年度こども青少年局予算案について（予算概要）

横浜市子ども・子育て会議 委員名簿【第6期 令和4年11月～令和6年10月】

＜子育て部会＞

(敬称略・50音順)

	所 属 ・ 役 職 等		委 員
1	市民委員		うえおか ともこ 上岡 朋子
2	一般社団法人ラシク045		きん あき 金 明希
3	横浜地域連合 副議長		しばた やすみつ 柴田 康光
4	横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会		たなか けん 田中 健
5	東京福祉大学短期大学部こども学科 専任講師	◎	ほり さとこ 堀 聡子
6	横浜商工会議所女性会 副会長		まつい ようこ 松井 陽子
7	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	○	みずたに たかし 水谷 隆史
8	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長		やぎさわ えな 八木澤 恵奈

◎: 部会長

○: 職務代理者

横浜市子ども・子育て会議 子育て部会 事務局 名簿

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
部長	こども福祉保健部長	武居 秀顕
	こども福祉保健部担当部長	松永 朋美
	こども青少年局医務担当部長	岩田 眞美
	保育・教育部長	齋藤 真美奈
課長	企画調整課長	柿沼 千尋
	地域子育て支援課長	五十川 聡
	地域子育て支援課親子保健担当課長	戸矢崎 悦子
	こどもの権利擁護課長	上原 嘉明
	こどもの権利擁護課児童施設担当課長	真館 裕子
	障害児福祉保健課長	高島 友子
	中央児童相談所虐待対応・地域連携課長	石神 光
	中央児童相談所支援課担当課長	坂 清隆
	保育・教育支援課長	大槻 彰良
	保育・教育支援課 人材育成・向上支援担当課長	野澤 裕美
	保育・教育運営課長	岡本 今日子
	保育・教育運営課担当課長	齋藤 淳一
	保育・教育認定課長	馬淵 由香
係長	企画調整課企画調整係長	宗川 淳
	企画調整課担当係長	生野 元康
	保育・教育支援課担当係長	古林 直樹
	保育・教育支援課担当係長	成勢 祐美子
	保育・教育支援課市立保育所係長	高林 悠紀
	保育・教育運営課担当係長	武田 正彦
	保育・教育運営課担当係長	柘植 慎一郎
	保育・教育運営課担当係長	永島 しおり
	保育・教育認定課担当係長	阿武 拓実
	こども家庭課こども家庭担当係長	萩原 順一
	こどもの権利擁護課児童虐待・DV対策係長	竹内 彩
	こどもの権利擁護課養護支援係長	稲村 良介
	地域子育て支援課担当係長	鈴木 直子
	地域子育て支援課担当係長	山本 英典
	地域子育て支援課担当係長	野田 実
	地域子育て支援課担当係長	東 明德
	地域子育て支援課担当係長	佐藤 優
	地域子育て支援課担当係長	山本 麻依子
	地域子育て支援課担当係長	奈良 早夏
	地域子育て支援課担当係長	中村 周平
	障害児福祉保健課担当係長	嶋田 慶一
	障害児福祉保健課担当係長	萩原 昌子
	障害児福祉保健課担当係長	丹野 久美
障害児福祉保健課担当係長	枇榔 直子	
中央児童相談所支援課家庭支援担当係長	濱田 紘史	

事務担当

課長	こども家庭課長	藤浪 博子
係長	こども家庭課こども家庭係長 2	名倉 孝典

○横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第72条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第46号)第4条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第6条第1項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第 3 条第 2 項の規定により平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成 28 年 10 月 31 日までとする。

附 則(平成 26 年 9 月条例第 59 号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 横浜市子ども・子育て会議条例第 1 条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則(平成 27 年 2 月条例第 12 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しを付し、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月条例第 7 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号（局長決裁）
最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること（条例第 2 条第 1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市が保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画 骨子案

第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画 全体構成

【総論部分】

第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

1. 計画の位置づけ
2. 計画の趣旨
3. 計画の期間
4. 計画の対象
5. 他計画との関係

第2章 子ども・青少年や子育てを取り巻く状況【4は素案作成時議論】

1. 人口や少子化の状況
2. 子ども・家庭の状況
3. 地域・社会の状況
4. 第2期計画の振り返り

第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

1. 目指すべき姿
2. 計画推進のための基本的な視点

【各論部分】

第4章 施策体系と事業・取組【3・4は素案作成時議論】

1. **重点取組**
2. 施策分野・基本施策とその関係性
3. 施策体系図
4. 指標一覧
5. 各施策における現状と課題及び今後の方向性

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み、確保方策【素案作成時議論】

1. 保育・教育に関する施設・事業
2. 地域子ども・子育て支援事業

第6章 計画の推進体制等について【素案作成時議論】

1. 計画の点検・評価
2. 様々な主体による計画の推進
3. 人材の確保・育成の推進
4. 情報発信や情報提供の推進

第1章

横浜市子ども・子育て支援事業計画 について

第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

1 計画の位置づけ

○計画の法的根拠

- ・子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
- ・**こども基本法に基づく「市町村こども計画」**
- ・**子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」**

※子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」については、子どもの貧困対策に資する教育、福祉、子ども・子育て支援等の取組に横串をさし、連携して推進することを目的とした計画であるため、引き続き別計画として推進する。

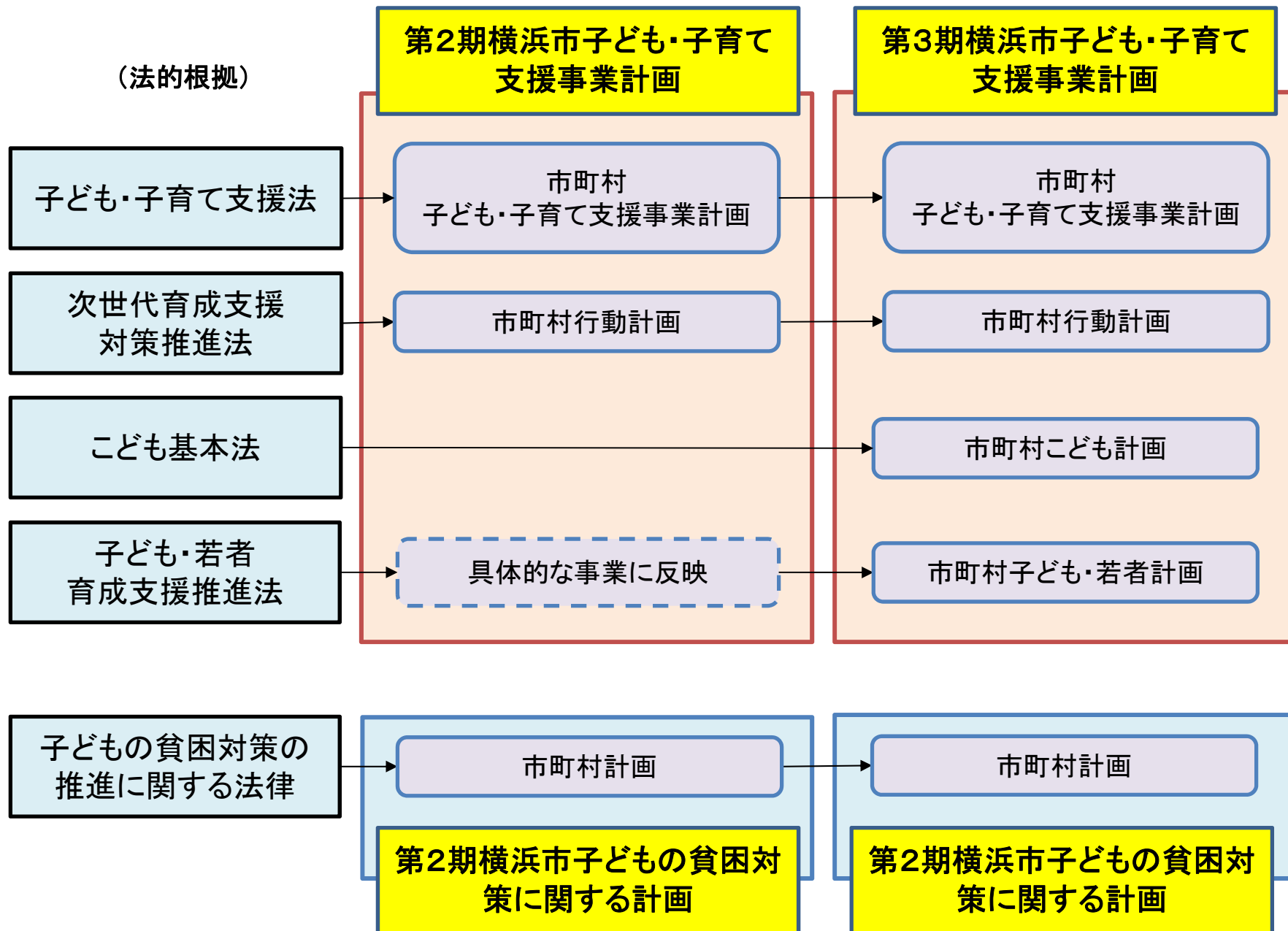
<国の動き>

- 令和5年4月に「こども基本法」が施行された。日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的に、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などが定められた。
- 令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定された。これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定められている。

(参考)計画の法的根拠のイメージ

(現行)

(今回整理する考え方)



第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

2 計画の趣旨

- 本市の子ども・青少年施策及び子育て支援施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性を定め、**生まれる前から大人になるまでの切れ目のない総合的な支援を推進する。**

3 計画の期間

- **令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間**

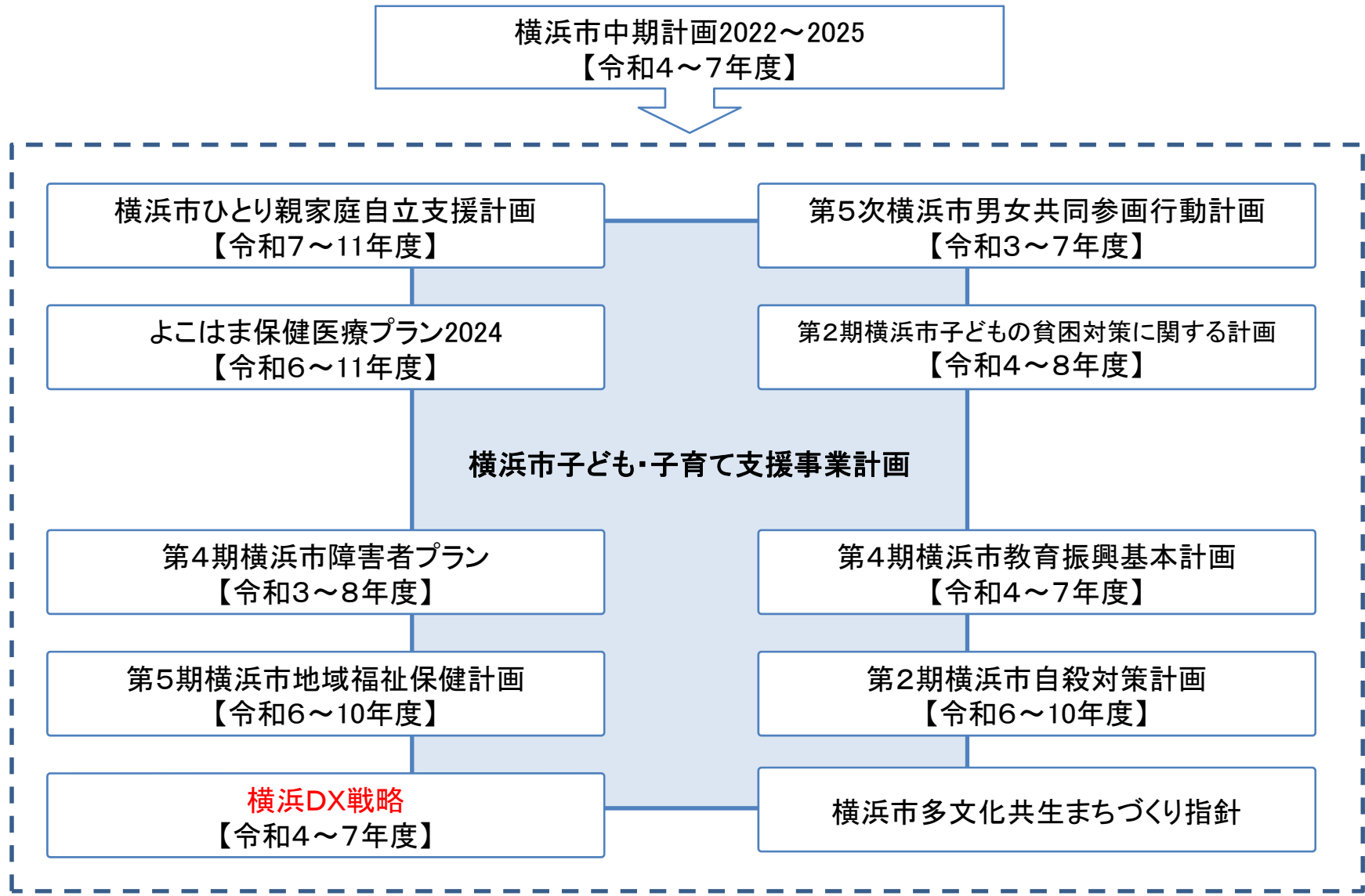
4 計画の対象

- **心身の発達過程にある者とその家庭**を対象とする。
 - ・**主に、**生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、おおむね20歳までの子ども・青少年とその家庭とする。
 - ・若者の自立支援については39歳までを対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行う。

5 本市における他計画との関係

- 横浜市中期計画をはじめ、子ども・青少年施策及び**子育て支援施策**に関連する各分野の計画と連携・整合を図りながら、子ども・青少年や子育て家庭への支援を総合的に推進する。

<関連する主な計画等>



第2章

子ども・青少年や子育てを取り巻く状況

第2章 子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題

※ニーズ調査の結果については、3月末に公表予定のため、現時点では暫定値を記載しています。

1 人口や少子化の状況

(1)人口、出生数、合計特殊出生率の推移

- 市の人口は、2021年の約377.6万人をピークに減少。また、本市の将来人口推計では、2070年には約2割が減少し約301.3万人。なお、出生数は2031年に向けて増加傾向となる推計。
- 18歳未満の人口は、2004年の約58万人から約1割減少し2024年は約51.4万人。
- 出生数は減少傾向で、2016年には3万人を割り、2022年時点で約2.4万人。
- 合計特殊出生率は2005年以降上昇傾向に転じ、2015年には1.37となったが、その後低下し、2022年時点で1.16。全国(2022年:1.26)と比較すると、低い水準で推移。
- 本市の未婚割合は上昇傾向。2020年における40～44歳で、男性33%、女性21%。2010年における40～44歳では、男性29.8%、女性16.9%。
- 2021年における市外への転出者数は13.1万人、市外からの転入者数は13.9万人。令和3年度中に市内から東京圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)に転出した20～44歳のうち、世帯に就学者等や未就園者がいた方は10.9%、東京圏からの転入者では16.1%。
- 結婚や出産は個人の決定に基づくものだが、少子化の進展により、子ども・若者にとって乳幼児と触れ合う機会や地域と子ども・子育て家庭の交流の機会等が減少しているとの指摘もある。

2 子ども・家庭の状況

(1)世帯状況の変化

- 6歳未満親族のいる世帯数は、2000年に約15.2万世帯(一般世帯数に占める割合:11.2%)だったところ、2020年には約13.0万世帯(同:7.4%)となり、そのうち約96%が核家族世帯となるなど、子どもがいる世帯が減少し、地域の中で、子どもや子育て家庭の状況を捉えづらくなっている。
- 「利用ニーズ把握のための調査」では、子育てに対する周囲から支えがない人の割合は、2013年度の16.2%から2023年度は22.0%に増加。

第2章 子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題

2 子ども・家庭の状況

(2) 就労状況等の変化

- ニーズ調査では、父母ともに就労している共働き世帯の割合は、2018年度の55.5%から2023年度には68.6%に上昇。
- 母の就労形態は、フルタイムが48.4%、パート・アルバイト等が23.2%、未就労が27.1%。また、未就労の母親で就労したい意向がある人は80.2%であり、希望する就労形態はパート・アルバイト等が85.6%。
- 父親の育児休業の取得した割合は、2018年度の7%から2023年度は20.5%に増加。

(3) 子どもの状況

- ニーズ調査では、日中の定期的な教育・保育事業を利用している割合は、0歳児27%、1歳児63%、2歳児が75%で、2013年度の0歳児18%、1歳児38%、2歳児48%から増加。
- 父母共にフルタイムで就労している世帯を含めた共働き世帯の増加に伴い、長期間かつ長時間保育所等を利用する子どもが増加。
- 保育・教育の質の向上に加え、保護者と保育・教育現場の双方への支援の充実が必要。併せて、地域とのつながりや他者との関わりが相対的に少ない在宅で子育てを行う家庭の支援も必要である。
- 保育・教育現場の声として、コロナ禍や夏の暑さによる外遊びの減少などの影響により、体力が落ちたり、情緒面で若い子どもが増えているとの指摘がある。
- ニーズ調査によると、発達や障害に関する医師の診断が「ある」小学生の割合は12.7%で、10年前の7.4%から増加。
- 放課後等デイサービス支給決定人数が2018年6,468人から2022年9,886人で1.5倍となり、発達障害児の増加が示唆されている。
- 周産期医療、新生児医療の進歩等を背景として、早産児・低出生体重児・先天性疾病の子どもたちが、医療機関での長期入院後も引き続き人工呼吸器や胃ろう等の医療的ケアを日常的に必要とするケースが増加。
(国によれば、全国の在宅の医療的ケア児(0~19歳)は推計で約2万人)
- 疾病や障害の有無に関わらず全ての子どものインクルーシブな育ちの環境づくりの強化が求められている。

2 子ども・家庭の状況

(4) 子育ての不安感・負担感

- ニーズ調査によると、「子育てに不安を感じたり、自信を持てなくなったりしたこと」について、「妊娠中」では60.4%、「出産後、半年くらいまでの間」では72.2%が「あった」と回答。
- 子育てに関する困りごとでは、「仕事との両立」が45.7%、「経済的な負担」が31.8%など、子育てに関して何らかの困りごとを抱えている人が92.7%。
- 子育てに関する不安や負担感を軽減し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援が必要。

(5) 子どもと子育て家庭の暮らしとウェルビーイング※1

- 「令和5年度 全国学力・学習状況調査」において、普段の生活の中で幸せな気持ちになることが「ある」「ときどきある」との回答した割合は、本市の小学校(公立)の児童で91.1%、中学校(公立)の生徒で88.1%。
- ニーズ調査(子ども本人向けの質問)では、あったら良いなと思う場所として「建物の中で思い切り遊べる場所」が66.5%、「友だちとたくさんおしゃべりできる場所」が63.3%、「運動が思い切りできる場所」が49.3%。
- ニーズ調査によると、子育ての満足度は5年前と比較して低下。相談相手がいる方や、暮らしの状況として「ゆとりがある」と回答した方で、満足度が高い傾向。
- 横浜市立大学と連携したハマスタディ調査では、フルタイムで働く妻の平日の家事時間は子どもがいない家庭の1.8時間に対し、子どもができると2.2~2.5時間に増加。夫は子ども数と家事時間に関連がみられず、妻の家事時間のおよそ半分。妻の家事時間が長くなるにつれてウェルビーイングが悪化する傾向が見られる。
- 市民意見交換会では、「こんな支援があったらいいな」というテーマの中で、「子どもの居場所」の充実を求める意見が最も多く出された。

※1 幸福で肉体的、精神的、社会的全てにおいて満たされた状態のこと。

2 子ども・家庭の状況

(6) 様々な状況にある子ども・青少年の状況

- 「横浜市におけるヤングケアラーに関する実態把握調査」では、小学5年生の20.3%、中学2年生の13.5%、高校2年生の5.4%が家族の中に世話をしている人が「いる」と回答。「いる」と回答した子どものうち、自分がヤングケアラーだと思う子どもの割合は、小学5年生で8.6%、中学2年生で6.5%、高校2年生で11.0%。
- 「横浜市子ども若者実態調査」では、ひきこもり状態にある15～39歳の方は約1.3万人の推計。
- 令和3年度の内閣府調査(※2)によると、若年層(16～24歳)のうち、4人に1人以上(26.4%)が何らかの性暴力被害に遭っている。身体接触を伴う被害は12.4%(女性15%、男性5.1%)、性交を伴う被害は4.1%(女性4.7%、男性2.1%)。
- 児童虐待相談対応件数は、2017年6,796件から2022年13,140件と約2倍に増加。
- 令和4年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果(小中学校)では、不登校児童生徒数は8,170人。
- 子ども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、ひきこもり、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出するものであり、表出している課題に係る支援に加えて、複合的な課題に対して個々に寄り添った多面的な支援の重要性が指摘されている。
- 「こどもまんなか社会」の実現に向けて、全ての子どもや若者が虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができるよう、適切な支援を行うことが重要。

※2 アンケートの回収率が全体で2.82%であって、任意の回答者(積極的に回答した方)の回答内容に基づくため、疫学的遭遇率を示すものではないことに留意が必要。

3 地域・社会の状況

(1) 地域とのつながり

- ニーズ調査では、日常の子育てを楽しく、安心して行うための重要なサポートとして、「子育てに対する周囲の理解」を挙げた方が48.3%。地域社会から見守られている、支えられていると感じない方は、未就学児保護者では31.6%、小学生保護者では25.7%。また、そのような方では生活満足度が低い傾向にあり、安心した子育て環境をつくる上でも、地域で子育て世帯を見守り、支えることが重要である。
- 本市のNPO法人に関して、2023年12月時点で1,498の認証法人が設立されている。そのうち子どもの健全育成を図る活動を行っているのは約45%であり、子ども・子育てに関連する活動への関心の高さが伺える。
- 市民意見交換会では、「子どもが楽しく関われる地域の方がほしい」「サービスだけではなく地域でのつながりがほしい」「親同士の交流機会や場があるといい」など、地域・人との交流や地域における居場所を求める意見が多く寄せられた。

(2) 情報化社会の進展とDXに対するニーズ

- 令和4年度の内閣府調査によると、インターネットを利用している全国の10～17歳のうち、1日の平均利用時間は、小学生では約3.6時間、中学生では約4.6時間、高校生では約5.8時間。
- ニーズ調査では、小学生保護者の44.1%が、子育ての困りごととして「子どものネットやゲームとの付き合い方」を挙げている。
- インターネット利用の低年齢化と合わせ、SNSなどによるトラブル、長時間の利用による生活習慣の乱れ、犯罪被害などの問題も指摘されている。
- ニーズ調査では、子育て支援の電子化に関して、「区役所等に行く頻度が減ること」、「作成する必要のある書類が減ること」、「電子申請・届出が可能な子育て支援サービスの対象拡大」が多く求められていた。
- 市民意見交換会では、「自分から探さなくても、情報を得られると助かる」「情報が一か所に集まってほしい」などの意見があった。
- デジタルネイティブ世代が子育て世代となっていることも踏まえて、今後、デジタルを活用した子育て支援の展開が求められる。

第2章 子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題

3 地域・社会の状況

(3)国際化の状況と多文化共生

- 本市の外国人人口は令和3、4年に一時減少するが、令和5年には11万人を超え、近年で最も多くなっている。日本語指導が必要な児童生徒数は、令和5年には3.7千人と、平成26年の1.4千人から約2.5倍に増加しており、子ども・子育て支援を推進する上でも多文化共生の視点が重要。

4 第2期計画の振り返り

【素案作成時に別途議論】

- ・コロナ禍での影響についても、振り返りの中で記載予定
- ・保育・教育施設等における災害対策、妊産婦・乳幼児の災害対策についても、振り返りの中で記載予定

第3章

本市の目指すべき姿と基本的な視点

1 目指すべき姿

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

【検討にあたっての主なキーワード】

個人としての尊重 権利の擁護 最善の利益
基本的人権の保障 意見表明
健やかな成長・発達 自己肯定感
将来にわたる幸福 ウェルビーイング

第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

2 計画推進のための基本的な視点

「目指すべき姿」の実現に向けて、次の7つを基本的な視点として、施策・事業を組み立て、推進。

視点	
①子ども・青少年の視点に立った支援	子どものより良い育ちを社会全体で支え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう、 子ども・青少年を権利の主体として認識し、子ども・青少年が意見を表明する機会を確保しながら、「子ども・青少年の視点」に立って、施策・事業の推進に取り組む
②全ての子ども・青少年への支援	疾病や障害の有無に関わらず 子ども・青少年の健やかな育ちを等しく保障するため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援と、必要となる支援を誰もが受けられる環境を整え、全ての子ども・青少年を支援する視点を持って取り組む
③それぞれの発達段階に応じ、育ちの連続性を大切にす一貫した支援	子ども一人ひとりの発達段階に応じた育ちや学びが積み重なるよう、子ども・青少年の成長を長い目でとらえ、子どもの育ちに関わる大人、関係機関、地域資源が連携しながら、支援の連続性・一貫性を大切にす視点を持って取り組む
④子どもの内在する力を引き出す支援	子ども・青少年を多様な人格を持った個として尊重し、一人ひとりが自分の良さや可能性を見つめ、自己肯定感を高めながら内在する力を発揮することができるよう、その力を引き出していくという共感のまなざしと関わりを大切にす視点を持って取り組む
⑤家庭の子育て力を高めるための支援	保護者が地域の中で温かく見守られ、支えられながら、妊娠、出産、子育てに対する不安や負担感、孤立感を抱えることなく、子どもの成長の喜びや生きがいを感じながら子育てできるよう、家庭の子育て力を高めるための視点を持って取り組む
⑥子育て世代のゆとりを創り出すための支援	誰もが安心して出産・子育てができ、また、保護者が時間的・精神的なゆとりを持って子どもに向き合うことで、親子の笑顔と幸せにつながるよう、子育て世代の「ゆとり」を創り出すための視点を持って取り組む
⑦様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公助～	「自助・共助・公助」の考え方を大切にしながら、社会におけるあらゆる担い手が、子ども・子育て支援を社会全体の課題としてとらえ、それぞれの立場で役割を担うとともに、様々な社会資源との連携・協働を図りながら、社会全体での支援を進めていく視点を持って取り組む

第4章

施策体系と事業・取組

1 重点取組

- ・令和5年4月にこども基本法が施行され、市町村こども計画としても位置づけを行う最初の計画となること
 - ・「横浜市中期計画2022-2025」で、基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を掲げ、広く子育て世代に響く支援を進めていること
- を踏まえて、**計画期間中、各施策分野を通して特に重きを置いて進めていく事項として、次の2つを重点取組として整理する。**

【重点取組①】

子どものウェルビーイング実現に向けた取組

- 子ども・子育て家庭を包括的に支えるとともに、子どもの居場所・遊び場の充実や、子どもの意見を施策・事業に生かす取組など、「こどもまんなか社会」を実現していくための基盤整備を推進

【重点取組②】

子育て家庭が実感できる「ゆとり」を創出する取組

- 保護者が時間的・精神的なゆとりを持って子どもに向き合うことで、子どもの健やかな成長や親子の笑顔と幸せにつながるよう、子育て世代の「ゆとり」を創り出すための取組を推進

※子育てDXの取組、EBPM(エビデンスに基づく政策立案)の仕組みについては、計画の総論や各基本施策の内容に反映

第4章 施策体系と事業・取組

2 施策分野・基本施策とその関係性

重点取組① **子どものウェルビーイング実現に向けた取組**

重点取組② **子育て家庭が実感できる「ゆとり」を創出する取組**

【施策分野1】
すべての子ども・
子育て家庭への
切れ目のない支援

基本施策1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

基本施策2 地域における子育て支援の充実

基本施策3 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続

基本施策4 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

基本施策5 障害児・医療的ケア児への支援の充実

【施策分野2】
個別ニーズ・
状況に応じた
子ども・
子育て家庭への
支援

基本施策6 困難を抱える子ども・若者への支援施策の充実

基本施策7 ひとり親家庭の自立支援／DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援

基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養育の推進

【施策分野3】
社会全体での
子ども・
子育て支援

基本施策9 社会全体で子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進

各施策における現状と課題及び今後の方向性

…次ページ以降施策ごとに記載

基本施策1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

(1) 現状と課題

<母子保健>

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。妊娠中から助産師・保健師等の専門的な相談支援を充実させるとともに、特に産前産後に安定した生活が送れるよう、家事や育児のサポートを行う支援が重要。また、地域の子育て関係者と連携しながら、安心して出産・子育てができる環境を整え、保護者がゆとりを感じられることが重要である。
- ニーズ調査では子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をした経験がない人が74.7%に上り、将来子どもを産み育てることのイメージが持ちにくくなっている。
- 35歳以上の高齢出産の割合は3人に1人。出産年齢が高齢化すると、産後の母の心身の不調や育児の負担感にも影響している。
- 本市の調査によると子育て家庭の8割が妊娠から産後にかけて経済的な負担を感じており、時期を捉えた経済的な支援が必要である。
- 「妊娠中や出産後に重要なサポート」として「母親の健康面の相談」を挙げる割合も多く、母体に過重な負担がかかっている状況が伺える。妊娠・出産後も働き、両立に取り組む女性が増える中で、母親の健康への支援が重要である。
- 約1割の産婦に「産後うつ」が発症すると言われており、心の不調を抱える妊産婦を早期に把握し、適切な支援を行う必要がある。
- 母子保健事業の充実を通じて、妊娠期からの児童虐待の予防に取り組むことが重要である。
- 妊婦歯科健診の受診率は43.6%であり、歯科口腔保健に関心を持ってもらえるよう妊娠期からの一貫した働きかけが重要。また、むし歯がない児が増える一方で、一人で多くのむし歯がある児が存在し、口腔機能の健全な発育・発達につながる支援等が必要である。
- 妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康を確保し、切れ目のない保健対策を充実させるとともに、地域の子育て支援に関わる人や医療機関等とのネットワークを築き、包括的な支援の環境づくりを進めることが重要である。
- 若い世代が将来の妊娠・出産に備えて健康管理やライフプランを主体的に選択することができるよう、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発等のプレコンセプションケアの取組を行うことが重要である。
 - ・ 子どもを産み育てたいと希望する人が妊娠・出産につながるよう、不妊治療による精神的な負担軽減への支援が必要
 - ・ 思春期特有の健康課題、性に関する不安や悩み等の相談に応じるとともに、子どもの行動を受け止める地域づくりが重要
 - ・ 「予期せぬ妊娠」では、「生後0日死亡」につながる場合もあり、相談支援体制を充実させることが必要
- より安心して安全な出産ができる環境づくりや小児救急医療体制の安定的な運用など、産科医療及び小児医療の充実が求められる。
- 国において児童福祉法が改正され、「子育て世帯訪問支援事業」の実施が自治体の努力義務とされた。

(2) 根拠となるデータ

- ・ 出産費用及び妊娠から出産にかかる支援ニーズに関する調査 (R5.12 こども青少年局)
- ・ 母の年齢階級別出生数 (R5 第102回横浜市統計書)
- ・ 地域保健・健康増進事業報告 (R5.3厚生労働省)
- ・ 第16回出生動向基本調査 (R4.9 国立社会保障・人口問題研究所)
- ・ ARTデータブック (R5.8 日本産科婦人科学会)
- ・ 生殖補助医療の治療早期における女性のストレス (R5.10 国立成育医療研究センター)

基本施策1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

(3) 目標・方向性

- (1) 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発や相談支援の充実
- (2) 安全・安心な妊娠・出産に向けた産科医療及び小児医療の充実
- (3) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実
- (4) 乳幼児の健やかな育ちのための保健対策の充実

(4) 主な事業・取組

※令和6年度予算案に計上している事業・取組は、市会での予算議決を停止条件とします。

思春期保健指導事業

不妊・不育相談事業

妊娠・出産相談支援事業

妊婦健康診査事業

(産科・周産期医療の充実)

(小児救急拠点病院事業、小児救急に関する電話相談)

(小児医療費助成事業、小児慢性特定疾病医療給付)

出産・子育て応援事業(経済的支援・伴走型相談支援)

出産費用助成事業

母子訪問指導事業

こんにちは赤ちゃん訪問事業

産後母子ケア事業

産前産後ヘルパー派遣事業

産婦健康診査事業

産後うつの早期支援に向けたネットワーク構築

乳幼児健康診査事業等

妊婦歯科健康診査事業

育児支援家庭訪問事業

【R7年度以降に想定される取組(案)イメージ】

- ・乳幼児健康診査事業等の推進
- ・妊産婦健診の支援の充実
- ・母子の歯科健診受診率の向上
- ・産後母子ケア事業の充実
- ・不妊治療の経済的支援

基本施策2 地域における子育て支援の充実

(1) 現状と課題

<保護者・養育者への支援>

- ニーズ調査では地域での子育て支援の場を利用している(していた)親子の割合は増加。一方で「子育てについて不安を感じたり自信が持てなくなったりすることがよくあった」と6割弱の方が回答しているため、支援ニーズは依然高い状況である。
- 親子の居場所事業を利用していない理由として、「施設の内容や利用方法がわからない」と回答する方が、増加しており、事業自体の認知度向上が必要である。
- 妊娠期からの利用や見学が可能な地域資源もあるが、産前の認知度は低く、出産前に利用者となることが難しい現状がある。出産後「初めて行く場所」にせず、行くためのハードルを下げる取組が必要である。
- 保育所への入所する児童が増え、地域の親子の居場所を利用する期間が短期化している。そのため、妊娠期間(特に産前休暇期間)から地域の親子の居場所を周知し、短期化に対応する必要がある。
- 父親の育休・育児参加が増加しており、各居場所においても、母親を前提とした支援からの転換が必要である。
- 子育てに関する相談先は、相談者の困りごとや属性によっては身近な場所や区役所での相談ニーズがある一方、インターネットやSNS、メールでの相談を望む傾向があり、対象者に応じた相談の場や機会の充実が必要である。
- 情報感度の高い保護者だけではなく、情報に繋がるのが難しい家庭や自らSOSを発信することの少ない家庭世帯にアプローチできる施策が必要である。
- 未就学児に関する子育て支援機関では、子どもの生活・発達に関する悩みが寄せられることが多い。

<こどもの育ちを支える地域づくり>

- 地域の支援の質の維持・向上に取り組むとともに、利用していなかった方などが利用につながる、新たな支援方法の検討も必要である。
- 様々な世代、立場の方に、子育て家庭に目を向けてもらい「こどもを温かく見守る地域づくり」を進めていくことが必要である。
- 「支援する側・される側」という枠を超えて互いに支え合うことを通じ、保護者が次の担い手になる働きかけも地域づくりには大切である。
- 地域全体で子育てを応援していく機運醸成が重要であり、区役所や地域子育て支援拠点が中心となって、地域で子育て支援に関わる人と協力しながら子ども一人ひとりが健やかに育つ地域、子育てをしている人が安心して子育てができる地域づくりが必要である。
- 一時的な預かりのニーズに応え、子育ての負担感の軽減を図ることができる預かりの場の充実が求められる。
- 預かりを利用することで「子育ての相談をできる場」等を持つことにつながり、子どもにとっても多くの人と触れ合う機会となる。

(2) 根拠となるデータ

- ・こども基本法・こども大綱 (R5.12 こども家庭庁)
- ・横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査 (R5.10こども青少年局)
- ・幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめての100か月の育ちビジョン) (R5.12 こども家庭庁)

基本施策2 地域における子育て支援の充実

(3) 目標・方向性

- (1) 妊娠期からの支援と親子が集える場や機会の充実
- (2) 幼児期の豊かな「遊びと体験」の提供
- (3) 保護者・養育者が気軽に相談できる場や機会の確保
- (4) 地域における子育て支援の質の向上
- (5) 地域ぐるみで子ども・子育てを温かく見守る環境づくり

(4) 主な事業・取組

※令和6年度予算案に計上している事業・取組は、市会での予算議決を停止条件とします。

地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援スタッフの育成
地域子育て支援拠点における利用者支援事業	横浜子育てサポートシステム事業
親と子のつどいの広場事業	子育て応援サイト・アプリ事業
保育所子育てひろば・幼稚園はまっ子広場	子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)
子育て支援者事業	こども家庭センター機能の順次設置

【R7年度以降に想定される取組(案)イメージ】

- ・ こども家庭センター機能の全区展開・運営
- ・ 地域子育て相談機関の整備
- ・ 子育て応援サイト・アプリの機能拡充及びさらなる活用

基本施策5 障害児・医療的ケア児への支援の充実

(1) 現状と課題

<地域における療育や保護者支援の充実>

- 障害や療育等について、多くの情報が様々な媒体を通じて行き交う中、保護者や学校・保育所等が、障害のある子との関わり方等について悩みや不安を感じるが増えているため、地域療育センター等が適切な情報を提供できる体制づくりを目指す必要がある。
- 地域療育センターの新規利用児も増加し、初期支援が充実しつつある中、3歳未満の児童や集団療育を卒園した児童(学齢児)が必要な相談支援や診療等を適切な時期に受けられるよう、支援のあり方を検討していく必要がある。
- ペアレントトレーニングやペアレントメンター等の実施等、保護者支援を体系的に取り組むことが求められる。

<障害児施設等における支援の充実>

- 障害児の通所支援は、ニーズの増大に対応して事業者数が年々増加しており、利用者側にとってはその選択等が課題になっている。また、提供されるサービスの質の維持・向上や事業所の事務の効率化や運営の適正化に向けた支援が課題である。特に、虐待の防止に向けた具体的な取組の実施や、重心児や医療的ケア児等が安心して利用できる体制の充実が急務である。
- 事業所の不足等により、全国平均に比して障害児相談支援の利用率が低いいため、障害児相談支援の充実を図る必要がある。
- 切れ目のない支援を実現するため、放課後等デイサービス等の通所事業所と、学校の連携をさらに深めていく必要がある。
- 障害児入所施設において個室化等児童の生活環境改善を図るほか、職員のメンタルケアなど勤務環境を向上する必要がある。
- 早い段階から成人期を見据えた支援を行う必要がある。特に障害児入所施設入所児童は、成人期の生活への移行がスムーズに行われるよう支援の充実を図る必要がある。

<医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実>

- 医療的ケア児や重症心身障害児が増えており、医療・福祉・教育分野における受入れをさらに推進するとともに、各機関における支援をサポートし、総合的に調整する体制の構築が求められる。
- 利用する児童の視点等を考慮しながら状況を把握し、医療的ケア児等のレスパイトサービスなどの新たな施策を検討する必要がある。

<子どもの意見を聞く取組等の推進>

- 子どもの意見を聞く取組について、その実施手法等含め、実施に向けた検討を進めていく必要がある。(年齢別、障害別など)
- 幼少期・学齢期から様々な場面で障害や医療的ケアの有無に関わらず、人と人が出会い、つながることを通して、障害への社会全体の理解を深めていくことも重要である。

(2) 根拠となるデータ

- ・横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査 (R5.10こども青少年局)
- ・児童発達支援・放課後等デイサービス事業所利用者向けアンケート結果 (R6.1こども青少年局)
- ・医療的ケア児に関する実態調査 (令和6年度実施予定)

基本施策5 障害児・医療的ケア児への支援の充実

(3) 目標・方向性

- (1) 地域療育センターを中心とした地域における障害児支援の充実
- (2) 成人期以降の生活を見据えた療育と教育の連携等による切れ目のない支援
- (3) 障害児相談支援をはじめとする相談支援の充実
- (4) 障害児入所施設的环境向上と入所児童の地域移行の推進
- (5) 医療的ケア児や重症心身障害児の在宅生活における支援の充実
- (6) 障害への理解促進

(4) 主な事業・取組

※令和6年度予算案に計上している事業・取組は、市会での予算議決を停止条件とします。

地域療育センター運営事業

障害のある子どもへの保育・教育の提供体制の整備(基本施策3の再掲)

障害児通所支援事業所等の拡充と質の向上

障害児相談支援をはじめとする相談支援の推進

障害児入所施設的环境向上と入所児童の地域移行の推進

医療的ケア児・者等支援促進事業の推進

メディカルショートステイ事業の推進

市民の障害理解の促進

【R7年度以降に想定される取組(案)イメージ】

- ・ 地域療育センターが実施する地域支援機能のさらなる充実
- ・ 保育所・放課後事業等での障害児・医療的ケア児の受入れ推進(再掲)
- ・ 障害児通所支援事業所の質の向上、事務の効率化や運営の適正化を図るための取組の実施
- ・ 医療的ケア児や重心児の利用サービスの充実(重心放デイ等の拡充や新たなレスパイトサービス実施)
- ・ペアレントメンター、ピアサポート事業の実施等、保護者支援に係る取組の充実

基本施策7 ひとり親家庭の自立支援／DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援

(1) 現状と課題

<ひとり親家庭の自立支援>

- 国勢調査(令和2年)では、本市におけるひとり親家庭は22,635世帯。うち、母子家庭が19,481世帯、父子家庭が3,154世帯。
- 母子家庭では非正規雇用が半数近くを占め、安定した収入を得ることが難しい状況。母子家庭では収入の不足、父子家庭では家事や相談する相手がいないといった悩みが多い傾向。
- 親はひとりで就労、家事、育児を行うため、時間に追われる感覚をより抱きやすい。日常生活において、追われる感覚の軽減を感じられる施策が必要である。
- 時間的制約を抱えての就労に起因する経済的困窮や進学の断念、離別親とのかかわりの喪失による発達面での影響など、親だけでなく、子にも課題が生じることがある。
- 離別親が、親の責務として子の養育費を支払うこと、及びその取り決めを行うことの重要性について、啓発及び補助をさらに推進する必要がある。
- 民法改正の動きを踏まえ、子の福祉を第一に考慮したうえで、離別親も、子の想いに寄り添い成育に適切に関与していくよう啓発・支援する必要がある。
- ひとり親家庭の背景として、DVや児童虐待、親または子どもの疾病・障害などの課題を抱えている場合もある。経済状況にも絡み複合的な課題となっている状況から、自立に向けてひとり親が行動できるよう、家庭の個別の事情に寄り添った、就労面だけではなく総合的な自立支援が必要である。
- ひとり親家庭は社会的に孤立しやすく、親がひとりで困難を抱えてしまう傾向にあると言われているため、当事者同士のつながりで悩みを共有し、不安を解消していくなど、民間支援や地域のつながりなどの多面的なアプローチも重要だが、当事者団体の存在があまり知られていない、父子家庭においては、第三者への相談や当事者同士で話すことへの心理的障壁を持ちやすい課題があり、さまざまなアプローチを続ける必要がある。

<DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援>

- 令和4年度のDV相談件数は4,291件。過去5年間の推移をみるとおおよそ5,000件程度で推移しており、ほぼ横ばいの傾向。コロナによる相談状況への影響は、数字上で確認することは難しいが、コロナ禍における生活スタイルの変化による相談行動の変容について、把握していく必要がある。
- 女性緊急一時保護件数は、令和元年度の211件を境に減少傾向が続いている。理由として、通信制限や外出制限等、ニーズとマッチしないことが考えられる。こうしたニーズにも応えながら、相談者の安全性が確保できる支援策が必要である。
- 令和元年に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」では、児童虐待とDV対策との連携強化が規定されており、本市においても児童相談所や区役所との連携強化が必要である。
- また、同法律の附則には、「政府は、加害者更生のための指導及び支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずるもの」と定められ、DV被害者支援の一環として、DV加害者更生のための支援が求められている。
- DV相談支援センターでは、若年層(20歳代以下)からの相談件数が少なく、令和4年度実績では、全体の約5%。若年層が相談に繋がりがやすい環境づくりや、若年層に向けた啓発・予防教育が求められている。
- これまで、困難な問題を抱える女性の支援は売春防止法を根拠としてきたが、令和6年4月からは、新法である困難女性支援法がその根拠となる。新法の趣旨を踏まえながら、DVも含めた困難な問題を抱える女性の支援を、包括的かつ切れ目なく行う必要がある。

基本施策7 ひとり親家庭の自立支援／DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援

(2) 根拠となるデータ

- ・横浜市ひとり親家庭自立支援計画一部改定に向けたアンケート (R4.11 こども青少年局)
- ・DV相談件数の推移 (R5.5 こども青少年局) ・女性相談保護事業における一時保護件数の推移 (R5.5 こども青少年局)
- ・横浜市DV相談支援センターにおける年齢別相談件数 (R5.5 こども青少年局)

(3) 目標・方向性

- (1) ひとり親家庭の**経済的・時間的な困難を軽減するための**総合的な自立支援
- (2) ひとり親家庭の子どもに対する**学習支援などの直接的なサポート充実と意見表明機会の提供**
- (3) DV被害者や困難を抱える女性とその子どもへの安全・安心の確保、自立支援
- (4) 支援に関わる職員の資質向上、体制の強化及び啓発等

(4) 主な事業・取組

※令和6年度予算案に計上している事業・取組は、市会での予算議決を停止条件とします。

児童扶養手当

母子・父子家庭自立支援給付金事業

思春期・接続期支援事業(子の学習支援、親の相談支援)

ひとり親家庭日常生活支援事業(ヘルパー派遣)

養育費確保の支援

住宅確保の支援

母子生活支援施設

ひとり親家庭等医療費助成事業

母子父子寡婦福祉資金貸付

寄り添い型生活支援事業(基本施策6の再掲)

寄り添い型学習支援事業(基本施策6の再掲)

ひとり親の自立支援に関する連携協定

女性相談保護事業

DV被害者支援

若者向けデートDV防止啓発

女性緊急一時保護施設補助事業

母子生活支援施設緊急一時保護事業

若年女性支援モデル事業

困難な問題を抱える女性への支援における民間団体との連携

【R7年度以降に想定される取組(案)イメージ】

- 児童扶養手当支給所得水準を超えた際の支援
- 子の意見を聞き取り、心に寄り添うピアサポート
- 養育費確保支援の拡充、親子交流への支援
- モデル事業を踏まえた若年女性支援充実

基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養育の推進

(1) 現状と課題

<児童虐待対応>

- 児童虐待相談対応件数は年々増加。これまでに児童虐待による死亡や重篤事例も発生している。
- 早期発見・早期対応、発生時の迅速・的確な対応、継続支援等を適切に行う体制の充実、専門性の高い人材の育成と確保が必要である。
- こども家庭センター機能の設置に伴う母子保健と児童福祉の連携・協働を進める必要がある。
- 全国の児童虐待死亡事例のうち0歳児は約5割。予期しない妊娠や特定妊婦の支援強化など、課題解決に向けた取り組みが必要である。
- 関係機関からの児童虐待に関する通告・相談件数は増加傾向であり、今後も市民に向けた啓発や情報共有の仕組み・関係機関ネットワークの充実が必要である。
- 増加傾向にある児童虐待の抑止に向けて、予防と介入の隙間を埋める早期支援(アーリーヘルプ)が重要である。
- 弱い立場のこども・若者が性被害に遭う事案があり、被害にあっても声を上げにくく適切な支援を受けにくいいため、相談しやすいワンストップ窓口の設置や被害者支援の取組強化が必要である。

<児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化>

- 児童福祉施設や里親への措置を検討する際や一時保護開始時等に子どもの意見を聴取する機会を確保していく必要がある。
- 児童相談所の強化に向け、児童福祉司や児童心理司等の人材の確保・育成が必要である。
- 一時保護所の平均入所日数は長期化傾向にあり、保護期間の短縮化が課題である。一方で、個々の事情により、長期化せざるを得ない場合もあり、児童の権利擁護のため、保護所の環境改善や学習支援が必要である。
- 一時保護所の新たな設備・運営基準及び定員超過への対応、児童相談所におけるDX化を進めていく必要がある。
- 特に児童虐待対応については法的根拠に基づいた判断が求められ、また、令和7年度からは一時保護に際して、司法審査が導入される予定となっており、引き続き、法的対応力の強化が必要である。
- 児童福祉法改正による一児相あたりの管轄区域(50万人)に対応していくことが必要である。

<社会的養育の推進>

- 里親等への委託数は増加傾向であり、養育環境の整備や家庭養育の推進が必要である。
- 里親養育の推進や委託後の支援の充実のための里親支援センター設立やファミリーホームの増設など、関係機関が連携し、支援する体制の充実が必要である。
- 専門的なケアを必要とする児童や中高年齢児のための施設の多機能化・高機能化や、施設職員等のスキルアップや専門性の向上のための支援が必要である。
- 児童養護施設等の退所者に、就労や進学への支援、生活相談等、安定した生活を送るための計画的な支援の提供が必要である。
- 計画の策定に向けて実施した社会的養護経験者へのヒアリング調査を踏まえ、さらに多くの社会的養護経験者の支援ニーズ等を的確に把握するための実態調査を行い、施設等退所後に必要とされる支援を実施していく。
- 社会的養護下にある子どもの意見を表明する機会を確保していく必要がある。
- 国において児童福祉法が改正され、「親子関係形成支援事業」の実施が自治体の努力義務とされた。

基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養育の推進

(2) 根拠となるデータ

- ・児童虐待相談の対応状況の経路別件数（横浜市における児童虐待の対応状況）
- ・進行管理台帳登録件数（要保護児童等進行管理台帳登録）
- ・個別ケース検討会議開催回数（要保護児童等の統計調査）

(3) 目標・方向性

- (1) 児童虐待対策の総合的な推進
- (2) 児童虐待対応における支援策の充実と児童相談所の機能強化
- (3) 社会的養育の推進
- (4) 子どもが意見を表明する機会の確保と促進

(4) 主な事業・取組

※令和6年度予算案に計上している事業・取組は、市会での予算議決を停止条件とします。

区の要保護児童対策地域協議会の機能強化

医療機関との連携強化

区の相談支援機能の強化

児童虐待防止の広報・啓発

児童相談所の相談・支援策の充実

養育支援家庭訪問事業

子育て短期支援事業

母子生活支援施設緊急一時保護事業
(基本施策7の再掲)

一貫した社会的養護体制の充実

里親等委託の推進

一時保護所の生活環境の向上

【R7年度以降に想定される取組(案)イメージ】

- ・児童相談所の専門性の強化、中央児相の機能再編
- ・こどもの福祉保健分野の人材育成の強化
- ・電話やSNSの相談窓口の再構築
- ・こども家庭センター機能の全区展開・運営

基本施策9 社会全体で子ども・青少年を大切に作る地域づくりの推進

(1) 現状と課題

<仕事と子育ての両立に関する状況>

- 共働き世帯の増加や男性の長時間労働は改善の傾向が見られるものの、男女がともに働きやすく、子育てに向き合える環境づくりが、引き続き求められる。
- 男性が育児休業を取得することに対して肯定的な意見が多い一方で、男性の育児休業取得は2割程度。また、取得しても1か月以下の期間の取得が6割を占めている。
- 男性が育児休業を取得しなかった理由は、「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」など、制度はあっても利用しづらい職場環境が存在している。
- 夫の家事・育児等に費やす時間は増加傾向にあるが、妻の家事・育児等に費やす時間が夫よりも大きく上回っている。
- 夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会を作っていく必要がある。

<子どもや子育てをめぐる社会的な環境>

- 「地域社会から見守られている、支えられている」と感じている保護者は約4割程度となっている。
- 安心して子育てをしていくためには、妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮に関する利用者の理解・協力の促進など、様々な取組を通じて子どもや子育て世帯を社会全体で支える気運を醸成していくことが必要。
- 市民意見交換会では、「子どもが騒ぐと冷たい視線を感じる」「子どもが大事にされていることを実感できる世の中になってほしい」との声が寄せられている。
- 子育て家庭が置かれている環境や負担感について、より多くの方に理解が広まり、自然と周囲の協力が行われることが望ましい。
- 子どもや子育て世帯・妊娠中の方が安全・安心に生活しやすい環境の整備や、子どもの遊び場・居場所のさらなる充実が求められている。

<子どもの意見聴取と施策反映の必要性>

- こども基本法の中では、子どもの成長に対する支援にとどまらず、子どもが関わる幅広い分野において、子どもの視点に立った施策の推進が求められている。
- こども大綱では、すべての子ども・若者が、自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できることを目指すとされている。

(2) 根拠となるデータ

- ・子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（R5.10 こども青少年局）
- ・男女共同参画に関する市民意識調査（R4.6 政策局）
- ・こども基本法 ・こども大綱（R5.12 こども家庭庁）

基本施策9 社会全体で子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進

(3) 目標・方向性

- (1) 多様で柔軟な働き方と共育ての推進
- (2) 子どもを大切にする社会的な気運の醸成と安全・安心な地域づくり
- (3) 子どもの意見を施策・事業に生かす取組の推進

(4) 主な事業・取組

※令和6年度予算案に計上している事業・取組は、市会での予算議決を停止条件とします。

「よこはまグッドバランス企業」認定事業

企業を対象としたセミナー等の実施

共に子育てをするための家事・育児支援

祖父母世代に向けた孫育て支援

結婚を希望する方や子の結婚を希望する保護者向けの啓発・情報提供

子どもの事故予防啓発事業

交通安全教育の推進

地域防犯活動支援事業

よこはま学援隊

福祉のまちづくり推進事業

地域子育て応援マンションの認定

子育て応援サイト・アプリ事業
(基本施策2の再掲)

子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)
(基本施策2の再掲)

【R7年度以降に想定される取組(案)イメージ】

- ・ 子育て応援サイト・アプリの機能拡充及びさらなる活用
- ・ 子ども・子育て家庭への理解を広め、それを「見える化」する取組の検討
- ・ 継続的に子どもの意見を聴取し、施策・事業に反映するための仕組みの検討

【参考】第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画
計画策定スケジュールについて

時期	概要
令和5年10月～	ニーズ調査、市民意見交換会等
令和6年10月	計画素案公表、パブリックコメント
令和7年 2月	計画原案公表
3月	計画策定

第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画に向けた 新たな点検・評価の試行実施（案）について

1 趣旨

「第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「次期計画」という。）を、子どもの意見の施策反映等について定める「こども基本法」（以下、「法」という。）に基づく「市町村こども計画」に位置付けること等を見据え、令和6年度の子ども・子育て会議における「前年度（5年度）の点検・評価」について、新たな内容で試行実施します。

2 新たな点検・評価の方向性

- (1) 子どもの意見を聞く取組等の視点を取り入れた点検・評価
前年度取り組んだ子どもの意見を聞く取組や施策への反映状況についても点検・評価の対象とし、これまで以上に子ども・青少年の視点に立った計画推進とします。
- (2) 点検・評価で把握したニーズや課題等の計画推進への速やかな反映
点検・評価の審議等を通じ把握した新たなニーズや課題等を、これまで以上にスピード感をもって今後の取組に反映します。
- (3) 本市全体の子どもの意見を聞く取組等への展開
点検・評価を踏まえ、本市全体の他の子どもが関わる施策に対し、子どもの意見を聞く取組等の好事例等を横展開につなげます。

3 現状と課題

- (1) 子どもの意見を聞く取組
令和5年度は、次期計画策定等にむけ次のような取組を行いました。
 - ・次期計画に向けた小学4年生～6年生へのアンケート
 - ・青少年の居場所事業や施設等退所後児童の居場所事業の利用者や障害児本人へのヒアリング
 - ・乳幼児の思いや声等を把握することを目的とした幼稚園や保育所等へのアンケート子どもの意見を聞く取組や施策への反映は、対象や内容に応じて適切な手法等を工夫し、継続的に取り組むことが必要です。また、法では、子ども・子育て支援施策や教育施策はもとより、広く子どもが関わる施策において取り組むことが求められています。
- (2) 点検・評価の実施時期
前年度の実施状況について市（事務局）でとりまとめた報告内容をもとに、概ね8～11月頃に子ども・子育て会議（部会・総会）での審議を行い、点検・評価を確定しています。
計画掲載の全ての事業・取組について、前年度の実施状況等を取りまとめていること等により市の準備作業に時間を要し、子ども・子育て会議における審議が年度後半となっています。
※令和5年度（令和4年度点検・評価）の実施状況
令和5年9月～10月に各部会で基本施策ごとに審議、11月に総会で全体を審議・確定

4 次期計画に向けた令和6年度点検・評価の試行実施内容

- ①基本施策ごとに子ども等の意見を聞く取組や施策への反映状況等を報告します。
- ②報告内容のポイントを絞ること等により準備期間を短縮することで、子ども・子育て会議の点検・評価を年度前半に前倒して行い、その後の計画推進に反映します。

		試行実施案	現行
実施時期		6～8月ごろ	9～11月ごろ
審議方法		現行と同じ	基本施策の所管部会で審議した後、総会で改めて全体を審議
基本施策ごとの市からの報告内容	これまでの主な取組	現行の記載項目に加え、 <u>子ども・子育て会議での前年度の点検・評価で論点への対応や、主な事業・取組の取組内容や利用者・事業者の意見、子どもの意見を聞く取組やその反映等を適宜記載</u>	当該年度に、本市として特に力を入れて取り組んだことや進捗が図られた内容等
	指標	現行の記載項目に加え、 <u>計画2年目以降は過年度実績値を掲載し、5か年の進捗状況を確認</u>	目標値と当該年度実績及び評価（A～D）を記載
	今後の取組の方向性	現行の記載項目に加え、今後行う <u>子どもの意見を聞く取組等を適宜記載</u>	「これまでの主な取組」や「指標」の進捗状況などを踏まえ、翌年度の新たな取組や今後の方向性を記載
	主な事業・取組	<ul style="list-style-type: none"> ・事業・取組名 ・計画策定時の実績 ・想定事業量（最終年度） ・当該年度実績（見込）値 ・<u>過年度実績値（計画2年目以降）</u> ・進捗状況等の評価^{※1} ※1…試行までに評価基準等を整理 ・予算額、決算（見込）額^{※2} ※2…決算（見込）額は、確定次第記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業・取組名 ・計画策定時の実績 ・想定事業量（最終年度） ・当該年度実績値 ・進捗状況評価（A～D） ・当該年度の取組状況 ・予算額、決算額 ・有効性（A～D） ・利用者、事業者の意見、評価 ・今後の展開（推進、見直し等）

※点検・評価に基づき、子どもの意見を聞く取組や施策への反映の好事例等を、他局等の子どもに関する施策を行う際の参考となるよう情報提供を行います。

5 次期計画の点検・評価への展開

令和8年度（次期計画1年目の点検・評価実施時期）に向け、次期計画の内容及び試行実施に対する子ども・子育て会議からの意見等を踏まえ、令和7年度に次期計画の点検・評価方法を整理します。

<参考>子ども基本法（抄）

第10条第2項 市町村は、こども大綱等を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

【基本施策1】乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

<これまでの主な取組>

子ども・子育て会議での前年度の点検・評価での論点への対応や、主な事業・取組の取組内容や利用者・事業者の意見、子どもの意見を聞く取組やその反映等も適宜記載

1	増加する保育ニーズに対応するため、地域の状況に1,322人分の受入枠を確保しました。 インスタグラム等のSNSを活用し、横浜で保育士として働く魅力・就職相談会の案内・園情報の発信等を行うなど、保育士確保に取り組みました。
2	横浜で大切にしたい子どもの育ちや学び、保育・教育の方向性を示す「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」のポイントを分かりやすく伝えるためのPR動画を作成し、動画配信サービスで配信しました。 また、区のデジタルサイネージでの放映や地域子育て支援拠点、子育てひろばのスタッフへの周知を通じて、子育て家庭に宣言の内容を周知しました。 55園が園内研修リーダー育成研修を受講し、受講園の中から4園の取組事例を「園内研修リーダー育成研修発表会」で公表しました。
3	幼保小職員が、子どもの育ちや学びについて共通の視点をもち対話できるよう、架け橋プログラムリーフレット『Let's talk about our 架け橋プログラム@ヨコハマ』を作成しました。 また、「探究心を育む『遊び』研究会」を立ち上げ、子どもの主体性や探究心を育む実践研究を推進するとともに、その成果を広く発信しました。
4	理由を問わず利用できる乳幼児一時預かりについて34施設で事業を実施し、利用者は88,916人（前年度より19,891人増加）でした。 また、一時預かりの予約システムの改修を重ね、利用者の利便性向上に努めました。
5	病氣中または病氣の回復期のお子様を預かる病児保育・病後児保育を29か所で実施するなど、多様な保育ニーズに対応するため、特別保育事業を実施しました。
6	保育所等における医療的ケア児の受入れを推進するため、看護職員を複数配置し、常時、医療的ケア児の受入れが可能な園を「医療的ケア児サポート保育園」として、新たに12園認定しました。

<指標の進捗（取組による成果）>

計画2年目以降は、前年度だけでなく、過年度の実績も掲載

No.	指標	実績						R5年度 進捗状況	所管課
		計画策定時 (H30年度)	R6年度	R2年度 (R3年3月末時点)	R3年度 (R4年3月末時点)	R4年度 (R5年3月末時点)	R5年度 (R6年3月末時点)		
1	保育所待機児童数	46人 【H31年4月】	0人 【毎年4月】	16人 【R3年4月】	11人 【R4年4月】	10人 【R5年4月】			保育対策課
2	園内研修リーダー育成研修を受講した園の割合	20%(累計)	51%(累計)	28%(累計)	30%(累計)	34%(累計)			保育・教育支援課

<今後の取組の方向性>

今後行う子どもの意見を聞く取組等も適宜記載

1	待機児童解消に向け、既存施設での保育サービスや職員の受入れを拡大するための定員変更を行う場合の補助を拡充するほか、0歳児の定員を1歳児に振り替える場合の補助も新設します。 また、中規模改修費用補助を18箇所に行います。その上で、受入枠が不足する地域に重点的に保育所等を整備するなど、地域の保育ニーズに合わせた1,295人の受入枠を確保します。 さらに、保育・教育コンサルジュが一人ひとりのニーズを丁寧に聞き取り、その方に合ったサービスを案内することで、一人でも多くの方が適切な保育サービスを利用できるように取り組みます。
2	就職面接会等については、PRの強化や開催場所の工夫により参加者の増加を目指します。また、保育士の採用定着に課題を抱える園への支援として、効果的な採用策の研修を実施し、その中でコンサルタント派遣についても改めてPRします。 依然として困難な保育者の確保に向け、引き続き保育士宿舍借上げ支援事業等を実施するとともに、潜在保育士等がなかなか保育士・保育所支援センターを通じて市内保育所等に就職した場合、一人5万円を新たに支給します。 また、保育士等の定着支援のため、労務管理や職場環境の改善等をテーマに研修を実施するなど、保育者確保の採用・定着に係る取組の充実を図ります。
3	「よこはま☆保育・教育宣言」を基にした研修や事例紹介を通して、保育・教育施設の職員の理解を深め、保育の実践につなげるとともに、保護者や地域に向けて周知することで、横浜の保育・教育への理解につなげます。 また、保育・教育施設職員とともに、子ども主体の「遊び」に関する研究を行い、幼保小の好事例となる実践について、企業と協働して普及を図り、保育・教育の質向上につなげます。
4	特別保育事業（一時預かり、乳幼児一時預かり、病児保育・病後児保育等）について、引き続き、各家庭のニーズに応じた保育を提供します。なお、一時預かり事業においては、低年齢児の預かりに対する補助の拡充を行い、受入枠の拡大を目指します。 新たに、赤ちゃんが生まれた世帯に一時預かりを無料で利用できるクーポン（はじめてのおあずかり券）を配布し、子育ての負担感を軽減します。また、年収360万円未満相当世帯に対して、利用料の減免（3分の2減免）を新たに実施します。
5	医療的ケア児サポート保育園を拡充するなどにより、医療的ケア児の受入れ園を増やしていきます。 また、看護職員の雇用費を拡充するほか、衛生用品等の消耗品費、施設改修費、研修受講費等を新たに助成します。

<主な事業・取組>

計画2年目以降は、前年度だけでなく、
過年度の実績を掲載

試行までに評価基準等を整理

決算(見込)額は、
確定次第記載

No.	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	実績					R5年度 進捗状況	有効性	備考	決算(見込)額は、 確定次第記載	
					R2年度 (R3年3月末時点)	R3年度 (R4年3月末時点)	R4年度 (R5年3月末時点)	R5年度 (R6年3月末時点)	R6年度 (R7年3月末時点)				R5年度 予算額 (千円)	R5年度 決算(見込)額 (千円)
1	保育・幼児教育研修及び研究事業	保育所職員等研修参加者数 (各区連携研修含む)	27,369人/年	30,000人/年	9,494人/年	18,945人/年	21,462人/年					(補足説明がある 場合)		
2	「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進	保育・教育宣言事例集掲載事例数	-	30事例	6事例	10事例(2か年) (R3年度4事例)	19事例(3か年) (R4年度9事例)					(補足説明がある 場合)		
3	園内研修・研究の推進	①施設長研修参加者数 ②サポーター派遣園数	①- ②210園(累計)	①200園(累計) ②507園(累計)	①コロナのため 中止 ②329園(累計)	①60園(累計) ②372園(累計)	①95園(累計) ②409園(累計)					(補足説明がある 場合)		

【参考】主な事業・取組の点検・評価の様式

(1) 現状 (変更前)

No.	施設 番号	確保 方針	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方針に☆	R4年度実績 (R6年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	R4年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
1	1		保育・幼児教育研修及び研究事業	保育所職員等研修参加者数 (各区連携研修含む)	27,369人/年	30,000人/年	-	21,462人/年	B	・認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、横浜保育室、認可外保育施設に加え、居宅訪問型・ベビシッターに勤務する職員等を対象として研修を実施した。 ・局研修実施にあたっては、コロナ禍であったため、集合型とオンライン(Zoom、動画配信)を併用し、計画どおり実施。前年度に比べて参加者が増加した(参加者:R3 9,789人→R4 11,017人)。 ・区連携研修は、コロナ線前に行っていた大規模な会場開催に変わって、オンラインでも開催されるようになり、前年度に比べ、研修実施回数及び参加者数は、増加した(参加者:R3 9,176人→R4 11,295人)。	99,860千円	89,686千円	A	・研修参加者からは、「子どもの姿を語り合う関係性」や「子ども主体の保育」の重要性がわかった。研修受講が子ども中心の保育実践につながっている。オンライン研修に慣れて参加しやすくなった。園内研修として活用している、という意見が寄せられた。(研修実施後のアンケートより)	推進	保育・教育支援課
2	1		「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進	保育・教育宣言事例集掲載事例数	-	30事例	-	19事例(3か年) (R4年度9事例)	B	・園内研修リーダー育成研修受講園の中から4園の取組事例を「園内研修リーダー育成研修発表会」で公表した。 ・保育実践研究会の中で5園の取組事例を公表した。 ・よこはま☆保育・教育宣言を地域・保護者に周知するため15秒のPR動画を作成し、動画配信サービスで配信した。 ・よこはま☆保育・教育宣言を地域・保護者に周知するためのデジタルサイネージでの放映や地域子育て支援拠点、子育てひろばのスタッフに周知し、利用する保護者に対し、宣言の内容についても伝えられるよう呼び掛けた。	2,304千円	1,791千円	A	・園内研修リーダー育成研修参加者からは、園内研修は少人数でもできること、自分の園の子どもたちの姿を語り合うことが学びになることを知り、気軽に園内研修を実施するきっかけになった、という意見が寄せられた。 ・宣言研修終了からは、自分の園でも子どもの姿を通して日々の保育を振り返り、保育を充実させたい、楽しみたいという前向きな感想が多かった。(研修実施後のアンケートより)	推進	保育・教育支援課
3	1		園内研修・研究の推進	①施設長研修参加者数 ②サポーター派遣園数	①- ②210園(累計)	①200園(累計) ②507園(累計)	-	①95園(累計) ②408園(累計)	B	①園内研修の実施に向けた施設長研修を、園内研修リーダー育成研修と同時に開催した。保育士と施設長が同じ内容を共有することで、実践につながりやすいようにした。 ②園内研修・研究サポーターを新設園等37園に派遣した。	12,557千円	6,708千円	A	・「子どもたちと楽しいと思えるのは、環境が大きい。環境整備を整えていける立場なので、頑張っで行こう思った」園内研修は色々な形での取組が可能なので、その中で当園にあった活動を見つけて実践していきたい」という感想があった。(研修実施後のアンケートより) ・「園内研修をこれまでやってこなかったが、今年度、研修するきっかけを作ってもらい良い機会になった」「園内研修が保育の向上に効果的であると感じた」「職員の人材育成となった」などの意見があった。(園内研修・研究サポーターのヒヤリングより)	推進	保育・教育支援課

主な事業・取組の取組内容や利用者・事業者の意見中で、ポイントとなる部分は、令和6年度点検・評価(イメージ)の<これまでの主な取組>に記載します。

計画2年目以降は、前年度だけでなく、過年度の実績を掲載

試行までに評価基準等を整理

(2) 試行実施案

No.	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	実績						R5年度 進捗状況	有効性	備考	R5年度 予算額 (千円)	R5年度 決算(税込)額 (千円)			
					R2年度 (R3年3月末時点)	R3年度 (R4年3月末時点)	R4年度 (R5年3月末時点)	R5年度 (R6年3月末時点)	R6年度 (R7年3月末時点)									
1	保育・幼児教育研修及び研究事業	保育所職員等研修参加者数 (各区連携研修含む)	27,369人/年	30,000人/年	9,494人/年	18,945人/年	21,462人/年										(補足説明がある場合)	
2	「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進	保育・教育宣言事例集掲載事例数	-	30事例	6事例	10事例(2か年) (R3年度4事例)	19事例(3か年) (R4年度9事例)											(補足説明がある場合)
3	園内研修・研究の推進	①施設長研修参加者数 ②サポーター派遣園数	①- ②210園(累計)	①200園(累計) ②507園(累計)	①コロナのため中止 ②329園(累計)	①60園(累計) ②372園(累計)	①95園(累計) ②408園(累計)											(補足説明がある場合)

令和 6 年 度

予 算 概 要

こ ども 青 少 年 局

【目 次】

	頁
◎ 令和6年度こども青少年局予算案について	1
◎ 令和6年度こども青少年局予算案総括表	4
◎ 子育てしたいまちの実現	5
◎ 保育・教育の基盤づくり	9
◎ 児童虐待対策の推進	13
◎ 子どもの貧困対策	15
1 子ども・子育て支援制度における保育・教育の実施等	17
<ul style="list-style-type: none"> ○「教育・保育給付」の認定を受けた子どもの保育・教育 ○延長保育事業 ○市立保育所民間移管事業 ○横浜保育室助成事業 ○認可外保育施設等利用料助成事業 ○無償化に伴う認可外保育施設の質の確保・向上 ○保育所等における業務効率化推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○にもつ軽がる保育園事業 ○市立保育所の業務支援システム ○給付費請求に係るシステム開発等 ○保育所入所事務等におけるRPA、AI-OCRの活用 ○指導・監査 ○こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業
2 保育所等の受入推進	19
<ul style="list-style-type: none"> ○変化する保育ニーズに対応するための既存活用策の推進 ○保育所等の新規整備等 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育・教育コンシェルジュの設置と選択肢を増やすための情報発信
3 保育・教育の質の確保・向上、保育士等確保	21
<ul style="list-style-type: none"> ○保育・教育の質向上の仕組みづくり ○保育・幼児教育職員等研修 ○保育資源ネットワーク構築事業の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼保小連携・接続事業 ○保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保
4 多様な保育ニーズへの対応	23
<ul style="list-style-type: none"> ○一時預かり事業 ○幼稚園等における長時間預かり・一時預かり 	<ul style="list-style-type: none"> ○病児・病後児保育事業 ○24時間型緊急一時保育事業
5 幼児教育の支援	24
<ul style="list-style-type: none"> ○私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費 ○私立幼稚園等預かり保育事業～わくわく！はまタイム～ ○私立幼稚園2歳児受入れ推進事業 ○私立幼稚園等一時預かり保育事業 ○私立幼稚園等補助事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○私立幼稚園等特別支援教育費補助事業 ○私立幼稚園等施設整備費補助事業 ○幼稚園教諭等住居手当補助事業 ○保育・教育の質の確保・向上
6 放課後の居場所づくり	25
<ul style="list-style-type: none"> ○放課後キッズクラブ事業 ○小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブ整備事業 ○放課後児童クラブ事業 ○放課後児童育成施策推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○小学生の朝の居場所づくりモデル事業 ○特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業 ○プレイパーク支援事業
7 すべての子ども・若者の健全育成の推進	27
<ul style="list-style-type: none"> ○青少年を育む地域の環境づくり ○青少年育成に携わる団体等の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年関係施設の運営等 ○横浜市子ども・若者支援協議会の運営
8 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実	28
<ul style="list-style-type: none"> ○青少年相談センターにおける相談・支援事業 ○地域ユースプラザ事業 ○若者サポートステーションにおける相談・支援 ○困難を抱える若者に対するSNS相談事業(よこはま子ども・若者相談室) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ヤングケアラー支援事業 ○寄り添い型生活支援事業 ○よこはま型若者自立塾 ○就職氷河期世代相談サポート付集中プログラム事業
9 地域療育センター運営事業	29
<ul style="list-style-type: none"> ○地域療育センター運営事業 	

10	在宅障害児及び施設利用児童への支援等 ○障害児通所支援事業等 ○学齢後期障害児支援事業 ○障害児医療連携支援事業	○特別児童扶養手当支給事務費 ○障害児入所支援事業等	30
11	妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実 ○子育て応援サイト・アプリ事業 ○妊産婦・こどもの健康医療相談事業 ○出産費用助成事業 ○出産・子育て応援事業 ○子育て世代包括支援センター事業 ○妊婦・産婦健康診査事業 ○妊婦歯科健康診査事業 ○母子保健指導事業	○乳幼児健康診査事業 ○新生児聴覚検査事業 ○妊娠・出産サポート事業 ○育児支援事業 ○こんにちは赤ちゃん訪問事業 ○乳幼児発達支援事業 ○不妊・不育相談等支援事業 ○妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業	31
12	地域における子育て支援の充実 ○地域子育て支援拠点事業 ○親と子のつどいの広場事業 ○保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業 ○子育て支援者事業 ○横浜子育てサポートシステム事業	○一時預かり事業 ○こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業 ○ハマハグ推進事業 ○こども食堂等支援事業	33
13	ひとり親家庭等の自立支援 ○ひとり親家庭等自立支援事業	○ひとり親世帯フードサポート事業	35
14	DV対策事業 ○DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実 ○若年女性相談支援モデル事業 ○女性緊急一時保護施設補助事業	○加害者更生プログラムへの事業費補助 ○母子生活支援施設緊急一時保護事業	36
15	児童扶養手当等 ○児童扶養手当	○特別乗車券の交付	36
16	区と児童相談所における児童虐待への対応の強化 ○児童相談所の運営と機能強化 ○養育支援の充実	○区役所の機能強化と地域等との連携、児童虐待防止の取組	37
17	社会的養護の充実 ○里親制度等の推進 ○施設等を退所する子どもへの支援 ○児童措置費等	○こどもの意見表明支援事業 ○民間児童福祉施設整備事業	39
18	ワーク・ライフ・バランスの推進 ○ワーク・ライフ・バランスの推進		40
19	計画の推進 ○横浜市子ども・子育て支援事業計画の推進	○横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進	40
20	児童手当 ○児童手当		41
21	母子父子寡婦福祉資金貸付事業(母子父子寡婦福祉資金会計) ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業		42
◎	財源創出の取組		43
◎	横浜市中期計画における政策別の予算概要掲載項目について		44

令和 6 年度 こども青少年局予算案について

こども青少年局は、「横浜市子ども・子育て支援事業計画

～子ども、みんなが主役！よこはま わくわくプラン～」に基づき、

1 「子ども・青少年への支援」として、

子ども・青少年が様々な力を育み、
健やかに育つ環境をつくる

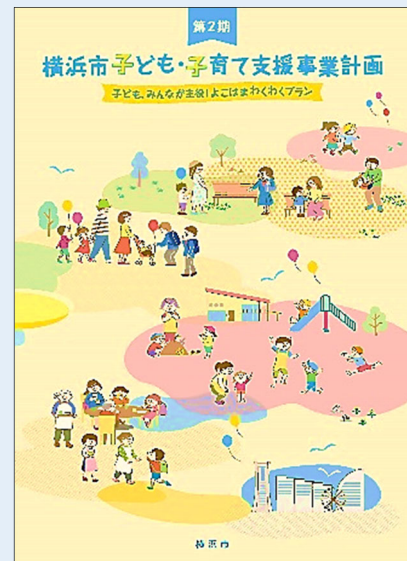
2 「子育て家庭への支援」として、

誰もが安心して
出産・子育てができる環境をつくる

3 「社会全体での支援」として、

社会全体で
子ども・青少年を育てる環境をつくる

という3つの施策分野にまとめ、事業を推進しています。



6年度は、中期計画の基本戦略である「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を踏まえて政策・施策を推進するとともに、「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」に定める目標・方向性の実現に向け、切れ目のない総合的な施策・事業を着実に実施するための予算案となっています。

＜「横浜市子ども・子育て支援事業計画」の目指すべき姿と基本的な視点＞

【目指すべき姿】

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、
豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を
育むことができるまち「よこはま」

【基本的な視点】

- 1 子ども・青少年の視点に立った支援
- 2 全ての子ども・青少年への支援
- 3 それぞれの発達段階に応じ、育ちの連続性を大切にする一貫した支援
- 4 子どもの内在する力を引き出す支援
- 5 家庭の子育て力を高めるための支援
- 6 様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公助～

「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における施策分野と予算概要の項目



施策分野1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

基本施策① 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

- 1 子ども・子育て支援制度における保育・教育の実施等 2 保育所等の受入推進
3 保育・教育の質の確保・向上、保育士等確保 4 多様な保育ニーズへの対応 5 幼児教育の支援

基本施策② 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

- 6 放課後の居場所づくり 7 すべての子ども・若者の健全育成の推進

基本施策③ 若者の自立支援施策の充実

- 8 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実

基本施策④ 障害児への支援の充実

- 9 地域療育センター運営事業 10 在宅障害児及び施設利用児童への支援等

施策分野2 誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる

基本施策⑤ 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

- 11 妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実

基本施策⑥ 地域における子育て支援の充実

- 12 地域における子育て支援の充実

基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

- 13 ひとり親家庭等の自立支援 14 DV対策事業 15 児童扶養手当等
21 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

施策分野3 社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

基本施策⑧ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

- 16 区と児童相談所における児童虐待への対応の強化 17 社会的養護の充実

基本施策⑨ ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進

- 18 ワーク・ライフ・バランスの推進

計画の推進・その他

- 19 計画の推進 20 児童手当



令和6年度 ことども青少年局予算案総括表

(一般会計)

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
こども青少年費	343,501,408	369,520,043	26,018,635	7.6	
青少年費	23,268,464	24,041,432	772,968	3.3	こども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	212,934,807	223,966,019	11,031,212	5.2	地域子育て支援費、保育・教育施設運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所等整備費
こども福祉保健費	107,298,137	121,512,592	14,214,455	13.2	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保健費、こども手当費、児童福祉施設運営費、児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸 支 出 金	481,339	515,525	34,186	7.1	
特別会計繰出金	481,339	515,525	34,186	7.1	母子父子寡婦福祉資金、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一 般 会 計 計	343,982,747	370,035,568	26,052,821	7.6	

(特別会計)

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
母子父子寡婦福祉資金会計	521,341	262,575	△ 258,766	△ 49.6	母子父子寡婦福祉資金貸付金、事務費、公債費、一般会計繰出金
特 別 会 計 計	521,341	262,575	△ 258,766	△ 49.6	

特集 1

子育てしたい まちの実現

「横浜市中期計画 2022－2025」の基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に向けて、時間的負担の軽減や経済的支援など、子育て世代のゆとり創出につながる取組を「おやこ More Smile Package」として、全市的に展開します。

こども青少年局では、「子育て応援サイト・アプリ（仮称）」の運用開始や出産費用に対する助成、放課後事業における長期休業期間中の昼食提供のモデル実施など、切れ目なく、広く子育て世代に響く支援を進めていきます。

令和6年度の主な取組

1 幅広い子育て世帯への支援

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	子育て応援サイト・アプリ事業<拡充> 【5億5,500万円】	スマートフォンを通じて、子育てに関する申請・手続や情報等を保護者・子ども一人ひとりに合わせて提供する「子育て応援サイト・アプリ(仮称)」を構築します。 <u>令和6年6月の運用開始後も、随時機能を追加していきます。</u>
(2)	市内の子育て世代向けプロモーションサイトの作成<新規> ※予算額は(1)に含む	<u>子育て世代の定住を促進するため、「子育て応援サイト・アプリ（仮称）」等と連携しながら、本市の様々な魅力や特色ある取組を効果的に発信します。</u>
(3)	妊産婦・こどもの健康医療相談事業<新規> 【5,000万円】	<u>子育ての不安を軽減するため、「子育て応援サイト・アプリ（仮称）」を通じて、妊産婦及び未就学児の養育者が、無料で医師等に相談できる事業を実施します。（令和7年1月開始予定）</u>
(4)	児童手当<拡充> 【557億3,449万円】	家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長に資することを目的に、児童の養育者に手当を支給します。 <u>制度改正により令和6年10月分から拡充します。（拡充後の初回支給は令和6年12月）</u> ○所得制限撤廃 ○支給期間の延長 ○多子加算の増額 ○支給回数を年6回に変更

2 妊娠・出産期における支援

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	出産費用助成事業<新規> 【20億5,610万円】	<u>経済的負担の軽減を図り、安心して出産できる環境を整えることを目的に、令和6年4月以降に出産した方を対象に助成金を支給します。</u>
(2)	出産・子育て応援事業<拡充> 【27億7,571万円】	<u>妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。経済的支援について、出産・子育て用品の購入や子育てサービス等に利用できるよう、ギフト支給に切り替えます（令和6年10月予定）。</u> ○出産応援金（妊娠届出後） 5万円 ○子育て応援金（出生届出後） 5万円 ※ギフトはそれぞれ5万円相当

3 乳幼児期における支援

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	にもつ軽がる保育園事業 ＜新規＞ 【6億 2,332 万円】	<u>保護者及び保育士の負担軽減を行うため、紙おむつや食事用エプロン、寝具などについて、サブスクの導入など、保護者が持参する持ち物を減らす取組を実施している保育所等に対し、助成を実施します。また、保育所等に対し、使用済み紙おむつの処分費用の助成を行います。</u>
(2)	こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業＜新規＞ 【3,758 万円】	<u>認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、幼稚園、地域子育て支援拠点で、こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業を行います。（実施施設数：14 か所）</u>
(3)	地域子育て支援拠点事業 ＜拡充＞ 【15 億 8,838 万円】	18 区で地域子育て支援拠点を運営するとともに、 <u>地域子育て支援拠点サテライトの設置（新規 1 か所、継続 9 か所）と拠点サテライトにおける利用者支援事業を実施（新規 1 か所、継続 8 か所）</u> します。
(4)	親と子のつどいの広場事業 ＜拡充＞ 【6 億 8,334 万円】	商店街の空き店舗等を活用し、親子の交流の場の提供や子育て相談を実施する親と子のつどいの広場について、 <u>新たな広場を設置（新規 3 か所、継続 74 か所）するとともに、一時預かり事業を実施（新規 1 か所、継続 38 か所）</u> します。
(5)	保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業 ＜拡充＞ 【3 億 4,261 万円】	施設の地域開放、子育て相談、育児講座、園児との交流保育等を実施する <u>子育てひろばを設置（常設園：新規 3 か所、継続 76 か所、非常設園：継続 382 か所）</u> します。 6 年度は、 <u>保育所・認定こども園子育てひろばについて、常設園の開設準備費を拡充</u> します。
(6)	子育て世代の家事負担軽減に関する調査・分析 ＜新規＞ 【300 万円】	<u>子育て世代の家事負担を軽減するため、惣菜販売など夕食支援に取り組む保育所の協力のもと、利用者へのアンケート調査・分析及び事例集の作成</u> を行います。

4 学齢期における支援

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	放課後児童育成施策推進事業＜拡充＞ 【7 億 3,151 万円】	<u>全ての放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブにおいて、長期休業期間中の昼食提供を夏休みにモデル実施</u> します。また、 <u>デジタル化の推進に向けて、児童の入退室情報の管理や入所申込みのためのシステムの開発を進めます。</u>
(2)	小学生の朝の居場所づくりモデル事業＜新規＞ 【349 万円】	<u>小学生の始業前等の朝の時間に、学校施設を活用して、子どもたちが安心して過ごすことができる居場所づくりをモデル事業として実施</u> します。（実施か所数：2 か所）

令和6年6月末リリース予定

手続・情報 横浜の子育ての全てがここに！

子育て応援サイト・アプリ（仮称）

- 1 スマホで簡単手続！
- 2 今 あなたに必要な情報をお届け！
- 3 お子さまの成長をしっかり記録&共有！

子育て応援サイト・アプリ（仮称）では、
さまざまな手続がオンラインで行えて、イベントなど子育てに役立つ情報が手に入ります。

これによって、手続や情報収集に関する**心理的・時間的負担が軽減し、**

横浜市における子育ての満足度が高まります。



区役所に行くために仕事を休めない…

子育てに関するさまざまな手続がアプリから可能に！
手続のために区役所に行く必要がなくなります。
（オンライン申請が可能な手続は順次拡大します。）

次の予防接種はいつだったかな…

電子母子健康手帳の予防接種リマインダーはもちろん、
住所、お子さまの年齢、利用者の興味関心に応じた
手続やイベントの情報などが届きます！



急にトイレって言われても…

おむつ交換や調乳できる場所、保育所、公園、
子育て支援施設など、ご自宅や、今いる場所から近い
施設がすぐわかります！

紙の母子健康手帳は一冊だけど…

いつでもどこでもパートナーとスマートフォンで、
電子母子健康手帳に記録した
おなかの赤ちゃんやお子さまの情報を共有できます。



子育て応援サイト・アプリ(仮称)の機能の一部をご紹介します！



母子健康手帳
予防接種スケジュール

申請も。
予約も相談も。
イベントや公園情報まで。
スマホ・PCで全てが完結。



メニュー

申請一覧



やることリスト



お知らせ・トピックス
お役立ち情報 など



イベントカレンダー
マイカレンダー



施設検索

※ 開発中の画面のため変更となる場合があります。

子育て応援サイト・アプリに搭載する手続・機能 今後も広がります！

リリース時(R6.6月末)

妊娠～出産前後の手続

- ・児童手当・児童扶養手当
- ・小児医療費助成
- ・産後母子ケア
- ・一時預かりの予約
- ・地域子育て支援拠点関連の申込 など

R6年度中(予定)

未就学児(0～6歳児)に関する手続

- 【10月】
- ・出産費用助成
- ・出産子育て応援ギフト
- ・保育所入所申請
- 【1月】
- ・健康医療相談(妊産婦・子ども) など

R7年度以降(予定)

学齢期(小～中学生)に関する手続

- ・家庭と学校の連絡システムとの連携
- ・放課後キッズクラブ等システムとの連携 など

保育・教育の 基盤づくり

乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎を培う大切な時期であり、人間形成にとって重要な時期です。

子どもの豊かな育ちを支えるためには、家庭、地域、保育所、幼稚園、認定こども園など育ちの場が変わっても、子どもの最善の利益が尊重されることが大切です。「質の確保・向上」「受入枠の確保」「人材確保」の一体的取組により、横浜の保育・教育の基盤づくりを進めます。

質の確保・向上

子どもの豊かな育ちを支えるためには、全ての保育所や幼稚園等で保育士や幼稚園教諭などの保育者が高い専門性と意欲を持つことが大切です。保育・教育の質の確保・向上に向け、研修の充実を図るとともに、保育・教育の方向性を示した「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」の理解を深めるための取組を推進します。また、園内研修や公開保育を援助・コーディネートする人材を育成するため、保育・教育質向上サポーター事業（Yサポ）を実施します。

あわせて、施設・園がその保育者を支え、適切に運営できる体制を整えることにより質の高い保育を保障していきます。

受入枠の確保

本市における保育所等の利用希望は引き続き増加しており、特に1・2歳児の保育ニーズへの対応が必要です。変化する保育ニーズに対応するため、地域の状況に基づき、既存の保育・教育資源の活用を進めます。受入枠が不足するエリアについては、保育所等を整備するなど、待機児童解消に向けて、市全体で新たに1,290人分の受入枠を確保します。

あわせて、一時保育等について、施設整備費の補助を拡充するなど、預かり事業の充実を図ります。

保育を必要とされる方が利用できるよう、保留児童の分析結果による4つの対策の方向性に基づいた取組を進めていきます。

人材確保

保育士・幼稚園教諭等の保育者の需要が高まる一方で、養成施設の入学者が減少傾向にあるなど、新たな担い手の確保が厳しい状況が続いています。これから保育者を目指す方に、本市の保育の魅力を感じてもらふことや、保育者が自信と誇りを持って長く働ける職場環境の構築が重要です。

採用と定着の両輪で支援を進め、子どもの豊かな育ちを支える保育者の確保に取り組みます。

令和6年度の重点取組

1 質の確保・向上

事業・取組名	主な取組内容等
保育・教育の質の確保・向上 (1) <拡充> 【1億5,472万円】	<p>保育・教育の専門性を高めるため、キャリアに応じた研修・研究の受講者数を拡充するとともに、保育の質を向上する取組を推進するため、園内研修や公開保育を援助・コーディネートする人材の育成を進めます。また、<u>保育の改善に取り組む施設に対し、専門家を派遣するサポート事業を新たに実施します。</u></p>
障害児・医療的ケア児の受入れ推進<拡充> (2) <拡充> 【75億8,692万円】	<p>看護職員を複数配置し、<u>常時、医療的ケア児の受入れが可能な「医療的ケア児サポート保育園」を新たに12園認定します。</u> また、<u>医療的ケア児が在籍している保育所等への支援として、看護職員が不在（研修や休暇等）となる場合に、医療的ケアを実施するための看護職員を派遣します。</u> さらに、医療的ケアを行う看護職員の雇用費、衛生用品等の消耗品費、施設改修費、研修受講費等を助成するとともに、<u>ICT機器や災害対策備品等の購入費用を新たに助成します。</u> そのほか、<u>幼稚園の長時間預かりにおいて、障害児など個別に支援が必要な児童を受入れた際の補助を拡充します。</u></p>
保育士等の追加配置への支援<拡充> (3) <拡充> 【184億9,498万円】	<p>本市の配置基準に加え、追加で配置する保育士等に係る助成（障害児等受入加算、ローテーション保育士雇用費等）を拡充します。<u>ローテーション保育士雇用費については、助成対象者を拡大し、質の高い保育の提供、定着の促進を図ります。</u></p>
園選びのための保育所等情報サイトを通じた情報発信<拡充> (4) <拡充> 【2,000万円】	<p>情報収集や園見学などを通じて、希望施設の選択肢を広げるため、保護者向け園選びサイト「えんさがしサポート★よこはま保育」にて、各保育所等の雰囲気や魅力を発信します。また、AIチャットボットによる園の「おすすめ機能」の付加と利用者の声を踏まえた改修を実施します。 <u>少人数できめ細やかな支援ができる小規模保育事業の魅力を伝える動画等を作成・掲載します。</u></p>
保育・教育コンシェルジュによる個別フォローの実施<拡充> (5) <拡充> 【1億5,354万円】	<p>保護者のニーズと必要なサービス等を適切に結び付けるため、<u>保育所等の申請が集中する期間について、各区に配置した保育・教育コンシェルジュが実施する申請者への個別フォローを強化します。</u></p>
保育所等における業務効率化の推進<拡充> (6) <拡充> 【1億178万円】	<p>更なる保育士の業務負担軽減を図るため、こどもの登園管理等を支援するシステムに加え、<u>キャッシュレス決済を導入する場合の費用についても補助対象とし、補助上限額を拡充します。</u></p>

2 受入枠の確保

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	既存施設における保育ニーズの高い 1・2歳児の受入枠拡大 ＜拡充＞ 【6,500万円】	既存施設において、1・2歳児の受入枠の拡大を進めます。特に <u>1歳児について、定員の付け替えを伴わずとも定員増のみで補助が受けられるよう要件を緩和します。</u>
(2)	着実な保育所等の整備を進めるための 補助基準額及び賃借料補助の充実 ＜拡充＞ 【12億7,535万円】	既存施設での受入枠が不足する地域での保育所等の新規整備について、 <u>補助基準額を増額するほか、重点整備地域における開所後賃借料補助の補助率拡充や、小規模保育事業に対する開所後賃借料補助を新設するなど、着実な保育所等の整備を進めます。</u>
(3)	入所が可能な小規模保育事業への送迎支援 ＜新規＞ 【2,616万円】	保育所等に入所できず保留となった1・2歳児が自宅から距離がある入所が可能な小規模保育事業を利用する場合に、 <u>駐車場の確保に係る費用の補助又はタクシーの利用料金等に充当可能な電子チケットの配付を行い、児童の送迎を支援します。</u>
(4)	ア 保育所新設時における一時保育室設置促進＜拡充＞ 【225万円】	<u>保育所等整備時の一時保育室設置を促進するため、一時保育室加算を創設します。</u>
	イ 一時預かり事業等 ＜拡充＞ 【14億2,624万円】	<u>児童を受入れた際の補助単価の増額を行う等、受入体制の拡充を図ります。</u> <u>また、乳幼児一時預かり事業の新規開設にかかる整備費の補助額を拡充するほか、保育所等で実施する一時保育事業で土曜受入加算を創設します。</u>
	ウ 減免制度の拡充 ＜拡充＞ 【360万円】	<u>乳幼児一時預かり事業において、新たに多胎児に対する利用料の減免制度を導入します。</u>
(5)	幼稚園等における長時間預かり＜拡充＞ 【55億4,200万円】	<u>私立幼稚園等預かり保育事業を新たに2園、私立幼稚園2歳児受入れ推進事業を新たに5園で実施します。</u>

3 人材確保

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	保育士修学資金貸付事業 ＜拡充＞ 【8,953万円】	保育士養成施設の在学生への貸付について、貸付期間を従来の1年間から2年間に拡充します。また、入学準備金及び就職準備金の貸付を新設します。
(2)	保育士宿舍借り上げ支援事業・幼稚園教諭等住居手当補助事業＜拡充＞ 【28億5,337万円】	保育所等を運営する民間事業者に対して、雇用する保育士向けに宿舍を借り上げるための補助を行います。（申請見込み件数：4,580戸） 私立幼稚園等預かり保育事業実施園が幼稚園教諭等に支給する住居手当に対し補助を行います。（申請見込み件数：362人）
(3)	保育士等の追加配置への支援 ＜拡充＞ 再掲(P.10) 【184億9,498万円】	本市の配置基準に加え、追加で配置する保育士等に係る助成（障害児等受入加算、ローテーション保育士雇用費等）を拡充します。ローテーション保育士雇用費については、助成対象者を拡大し、質の高い保育の提供、定着の促進を図ります。

【参考】保留児童の分析と対策の方向性

希望どおりの保育所等を利用できていない保留児童の詳細なニーズを把握し、対策に繋げるため、令和5年4月時点の保留児童1,755人について分析を行いました。

この結果に基づき、6年度は4つの対策の方向性に沿って取組を進めていきます。

対策の方向性		主な取組
(1)	1・2歳児の受入枠確保 P.11	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設における保育ニーズの高い1・2歳児の受入枠拡大 着実な保育所等の整備を進めるための補助基準額の増及び賃借料補助の充実 入所が可能な小規模保育事業への送迎支援
(2)	一時預かり等の拡充 P.11	<ul style="list-style-type: none"> 一時預かりの受入枠拡大 幼稚園等における長時間預かり
(3)	障害児・医療的ケア児の対応 P.10	<ul style="list-style-type: none"> 障害児・医療的ケア児の受入れ推進
(4)	選択肢を増やすための情報発信及び保育の質の向上 P.10	<ul style="list-style-type: none"> 保育・教育の質の確保・向上 園選びのための保育所等情報サイトを通じた情報発信 保育・教育コンシェルジュによる個別フォローの実施

児童虐待 対策の 推進

「横浜市子供を虐待から守る条例」及び「児童虐待に対する8つの対策」を基に、総合的な児童虐待対策に取り組めます。

6年度は、改正児童福祉法の施行に伴い、「こども家庭センター」機能を3区に設置するほか、児童相談所では、より子どもの視点に立った意見聴取や一時保護所の生活環境の整備に取り組めます。

また、(仮称)東部児童相談所の整備を進めるとともに、区・児童相談所の体制強化及び関係機関相互の連携強化を図り、引き続き人材育成や支援策、広報啓発を強化することで、子どもの最善の利益を守っていきます。

児童虐待に対する8つの対策

児童虐待の未然防止から発生時対応、再発防止、児童の自立に向けた支援に至るまでの対応を、「8つの対策」にまとめ、総合的に取り組んでいます。

対策1	支援策の充実	対策2	体制の整備・強化	対策3	組織的対応の強化
対策4	人材育成	対策5	関係機関相互の連携強化	対策6	社会的養護の推進
対策7	広報啓発の強化	対策8	地域子育て支援の推進		

令和6年度の重点取組

1 支援策の充実 : 虐待の未然防止から再発防止まで、養育者・子どもへの支援策を強化し、子どもの安全を守ります。

事業・取組名	主な取組内容等
(1) かながわ子ども家庭 110 番相談LINE 【3,060万円】	子育ての不安や子どもからの相談を受け付ける、「かながわ子ども家庭 110 番相談LINE」を運用し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組めます。
(2) 妊娠・出産サポート事業 【2億 5,031万円】	「にんしんSOSヨコハマ」で「LINE相談」を実施するほか、産後母子ケア事業や、産後うつ等の心の不調を抱える妊産婦や家族への「おやこの心の相談」を実施します。

2 体制の整備・強化 : 支援の中心を担う区、児童相談所、学校をはじめ、施策を推進するための体制を強化します。

事業・取組名	主な取組内容等
(1) 区役所の相談支援機能の強化 <新規> 【6億 7,138万円】	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的な相談支援を強化し、子どもや子育て当事者のニーズにあった支援計画(サポートプラン)の作成や、地域における子育て支援の基盤づくりを行う「こども家庭センター」機能を区こども家庭支援課に新たに設置します。(6年度:鶴見区、港南区、泉区)
(2) 公立児童福祉施設整備事業 <拡充> 【18億 1,759万円】	増加する児童虐待対応と支援強化のため、南部児童相談所の再整備を進めます。(移転新設工事、令和6年7月移転予定)また、(仮称)東部児童相談所の新規整備を進めます。(実施設計・新築工事、令和8年4月開所予定)
(3) 児童相談所の機能強化 <拡充> 【24億 8,238万円】	児童虐待相談対応件数や一時保護件数の推移を踏まえ、各児童相談所の相談・支援体制の強化を進めます。また、現南部児童相談所一時保護所を引き続き一時保護所として活用し、定員超過状況の改善、子どもたちの生活環境の向上に取り組めます。

3 組織的対応の強化：「子ども虐待対応における連携強化指針」に基づいて区と児童相談所の連携を強化し、組織的対応を推進します。

事業・取組名	主な取組内容等
児童虐待初期対応事業 【1億4,627万円】	「よこはま子ども虐待ホットライン」の運営など、24時間365日の児童虐待相談・通告に迅速かつ的確に対応します。

4 人材育成：区の虐待対応力の向上と、児童相談所の専門性強化に加え、関係機関を対象にした研修を充実します。

事業・取組名	主な取組内容等
専門性強化の取組<拡充> 【3,529万円】	虐待対応における専門性強化のため、研修等を実施するなど、人材育成の充実を図ります。 また、 <u>改正児童福祉法の施行に伴い、子どもの意見聴取等子どもの人権に配慮した上で対応できる人材を育成していきます。</u>

5 関係機関相互の連携強化：要保護児童対策地域協議会の充実により、関係機関相互の多様なネットワークを形成し、連携強化を推進します。

事業・取組名	主な取組内容等
関係機関との情報共有、連携強化<拡充> 【606万円】	地域ネットワーク充実のため、関係機関向けの研修を実施します。また、 <u>県と協力し、児童相談所と警察との迅速な連携のため、システムを活用した情報共有を行います。</u>

6 社会的養護の推進：児童福祉施設の整備、家庭的な環境での養育の推進、退所後児童に対するアフターケアの充実など、子どもを支える一貫した社会的養護体制づくりを推進します。

事業・取組名	主な取組内容等
(1) 里親制度等の推進 【2億6,836万円】	民間フォスターリング事業を活用して里親の担い手を増やしていくとともに、里親の養育力を高める研修を実施し、土日・夜間の相談対応等の手厚い支援を行うことで、里親委託をさらに推進していきます。
(2) 養育支援の充実<拡充> 【6億1,780万円】	家庭で安心して子育てできるように、区役所、児童相談所、横浜型児童家庭支援センター等が連携して支援を行います。また、家庭での子育てに関する専門的な相談や、支援が必要な家庭の見守りを行う横浜型児童家庭支援センターにおいて、 <u>児童相談所OB等によるスーパーバイザーを配置し、関係機関とのスムーズな連携、安定運営の推進や、ケース対応におけるタイムリーな助言を受けられるようにします。</u>

7 広報啓発の強化：支援を必要とする養育者に向けた啓発の取組や、地域の力で子どもと家庭を支える環境づくりを推進します。

事業・取組名	主な取組内容等
広報・啓発<拡充> 【3,854万円】	「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づき、関係機関等と連携した広報・啓発事業を実施します。 <u>虐待防止に向け、予期しない妊娠を防ぐための広報啓発を強化します。</u> また、「 <u>こども虐待防止市民サポーター講座</u> 」（応用編）を実施し、子どもの権利と体罰によらない子育ての理解の更なる推進を図ります。

8 地域子育て支援の推進：育児の孤立化を防止し、安心して子育てができる環境をつくるため、地域における多様な子育て支援策を推進します

事業・取組名	主な取組内容等
地域子育て支援拠点事業<拡充> 再掲(特集1) 【15億8,838万円】	<u>地域子育て支援拠点サテライトの設置</u> （新規1か所、継続9か所）と拠点サテライトにおける <u>利用者支援事業</u> を実施（新規1か所、継続8か所）します。

子どもの 貧困対策

「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画（4年度～8年度）」に基づき、子どもの育ちや成長を守り、貧困の連鎖を防ぐため、教育、福祉、子育て支援等の総合的な取組を進めます。

6年度は、子どもの生活・学習支援など、将来の自立に向けた基盤づくりを着実に推進します。

また、ひきこもり等困難を抱える若者への支援の充実やヤングケアラーへの支援として、新たにSNSを活用した相談を実施するとともに、ひとり親世帯に対する自立支援を拡充します。

令和6年度の重点取組

1 将来の自立に向けた基盤づくりのための「生活支援・学習支援」

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	寄り添い型生活支援事業 ＜拡充＞ 【3億5,214万円】	養育環境に課題がある家庭に育つ小・中学生等に対し、生活・学習習慣（簡単な調理、歯磨き、宿題など）の習得のための支援を実施します。また、 <u>支援の充実に向けた調査・検討を実施します。</u> ○実施か所数 18区・21か所
(2)	寄り添い型学習支援事業 《健康福祉局》 【3億341万円】	将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する学習支援を全区で実施します。また、高校生世代に対し、将来の自立に向けた講座の開催や、居場所等の支援を実施します。 ○実施か所数 18区・40か所（5年度：40か所）
(3)	放課後学び場事業 《教育委員会事務局》 【3,466万円】	家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない小・中学生に対する学習支援を学校等において実施します。 ○実施校：36校（小学校）、72校（中学校※委託による運営を含む）
(4)	就学奨励事業 《教育委員会事務局》 【21億3,008万円】	経済的な理由でお困りの児童生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費等を援助し、就学を奨励します。また、小・中学校への入学前に学用品等を購入するための入学準備費を支給します。 小・中学校の個別支援学級に通学する方の経済的負担を軽減するため、就学奨励費を支給します。

2 困難を抱える子ども・若者、家庭を支援につなぐ「仕組みづくり」

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	こども食堂等支援事業 ＜拡充＞ 【1,680万円】	こども食堂等の地域の取組が推進されるよう支援に取り組みます。フードバンク等と連携した食材等の配付のほか、 <u>こども食堂等の取組に対する補助の上限額を引き上げます。</u> また、 <u>こども食堂等ネットワークを区ごとに構築し、関係団体同士の連携を強化します。</u> <u>（補助上限額：10万円→24万円（開催1回につき1万円））</u>
(2)	ひきこもり等困難を抱える若者への支援の推進 ＜拡充＞ 【3億8,686万円】	青少年相談センター、地域ユースプラザ及び若者サポートステーションを中心に、ひきこもり等困難を抱える若者の自立及び社会参加に向けた支援を進めていきます。 <u>不登校やひきこもり経験等のある当事者をピアサポーターとして委任し、相談支援への協力や研修で体験談発表等を行う「ピアサポーター事業」を実施します。</u>

事業・取組名		主な取組内容等
(3)	ヤングケアラーの支援に向けた取組<拡充> 《こども青少年局、健康福祉局、教育委員会事務局》 【4,688万円】	ヤングケアラーの負担の軽減や本人やその家族を見守り・支える環境づくりを進めます。 ○ピアサポートやオンラインサロンを実施する支援団体への補助 ○SNSを活用した相談の実施 ○広く市民に向けた広報・啓発や関係機関向けの研修の推進 ○庁内及び関係機関との支援体制の構築
(4)	困難を抱える高校生支援事業（市立横浜総合高校「ようこそカフェ」運営支援）<拡充> 《教育委員会事務局》 【580万円】	様々な困難を抱える生徒の社会的孤立の予防やコミュニケーション能力の向上、キャリア形成の支援等のための取組を実施します。 ○横浜総合高校内のフリースペースでの軽食の提供等による、友人・大学生等との交流・相談の場づくり、相談スタッフによる個別相談等 ○就業体験プログラム（他の定時制高校への展開）、社会貢献活動・ボランティア活動の実施

3 生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	児童扶養手当<拡充> 【89億4,788万円】	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します（年6回）。 <u>制度改正により令和6年11月分から拡充します。（拡充後の初回支給は令和7年1月）</u> ○所得制限限度額の引上げ ○第3子以降の支給額を第2子と同額に引上げ
(2)	ひとり親家庭等自立支援事業<拡充> 【5億5,594万円】	ひとり親家庭等に対する総合的な自立支援を進めます。 ○自立支援教育訓練給付金事業： <u>所得要件を撤廃、一部訓練の給付額を増額</u> ○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業： <u>所得要件を撤廃</u> ○高等職業訓練促進給付金等事業： <u>所得要件を緩和</u> ○母子家庭等就業・自立支援センター事業： <u>就労支援員を増員</u> ○思春期・接続期支援事業： <u>子への学習支援実施期間を3か月から6か月に延長</u> ○養育費確保支援事業： <u>A D R（裁判外紛争解決手続き）や弁護士費用を助成</u> ○ひとり親家庭受験料補助事業： <u>大学等を受験した際の受験料を助成</u>
(3)	ひとり親世帯フードサポート事業<新規> 【200万円】	<u>物価高騰等により困窮しているひとり親世帯のために、母子福祉団体が実施する食品配付会の運営費用を助成します。</u>
(4)	ひとり親世帯等に対する減免制度 【1億379万円】	多様な保育ニーズに対応した一時保育などを経済的負担なく利用できる環境を整備します。

4 孤立を防ぎ、自立につなぐ「施設等を退所する子どもへの支援」

事業・取組名		主な取組内容等
	施設等退所後児童に対するアフターケア事業<拡充> 【7,707万円】	支援拠点（よこはまPortFor）の運営や、相談支援を実施するほか、資格等取得、大学等初年度納入金及び家賃の支給等、進学・就職後のフォローアップや、公認心理師等による心理的ケアを実施します。 ○家賃の支給対象をアルバイトが制限される就職活動の期間まで拡大 ○社会的養護経験者の支援ニーズ等を把握するための実態調査を実施

施策分野1

基本施策①

1		子ども・子育て支援制度における保育・教育の実施等			
				本年度	千円 176,873,495
				前年度	168,170,975
				差引	8,702,520
本年度の財源内訳	国	60,639,479			
	県	27,694,440			
	その他	11,605,471			
	市費	76,934,105			

事業内容

子ども・子育て支援法に基づき、「教育・保育給付」の認定を受けた子どもに対する保育・教育を実施します。
 なお、3歳児から5歳児の子ども及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもは、利用料が無償となります。

1 「教育・保育給付」の認定を受けた子どもの保育・教育<拡充>
1,679億4,768万円 (1,597億4,640万円)

子ども・子育て支援制度における施設型給付及び地域型保育給付並びに保育・教育の質の向上等のための市独自助成を給付対象施設・事業に支給し、保育・教育の質を確保するとともに、安定的かつ継続的な運営を支援します。

- (1) 施設型給付及び地域型保育給付 1,320億497万円
 ア 施設型給付費 1,209億5,853万円
 保育所、幼稚園、認定こども園で認定区分に応じた保育・教育を実施します。

内訳	令和5年度	令和6年度見込
民間保育所	807か所	816か所
市立保育所	58か所	56か所
幼稚園（給付対象施設）	114か所	128か所
幼保連携型認定こども園	52か所	55か所
幼稚園型認定こども園	15か所	15か所
計	1,046か所	1,070か所

- イ 地域型保育給付費 110億4,644万円
 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業で0～2歳児（3号認定）の保育を実施します。

内訳	令和5年度	令和6年度見込
小規模保育事業	241か所	248か所
家庭的保育事業	19か所	19か所
事業所内保育事業	4か所	4か所
居宅訪問型保育事業	1か所	1か所
計	265か所	272か所

(2) 保育・教育施設及び地域型保育向上支援費<拡充> **特集2** 359億4,271万円

給付対象施設・事業に対して、保育・教育の質の向上のため、本市独自の助成として、障害児等の受入れにあたり保育士等を加配するための経費やアレルギー児童に対応するための経費等を助成します。6年度は、本市の配置基準に加え、追加で配置する保育士等に係る助成（障害児等受入加算、ローテーション保育士雇用費等）を拡充します。

また、保育所等における医療的ケア児への支援として「医療的ケア児サポート保育園」に対し、看護職員を複数配置等するための経費を助成します（新規12か所、継続12か所）。6年度は、ICT機器や災害対策備品等の購入費用を新たに助成します。

その他、国の公定価格における処遇改善等加算Ⅱと併せて、要件を満たす経験年数7年以上の全ての保育士等に月額4万円の処遇改善ができるよう独自助成を引き続き実施します。

ア 保育・教育施設向上支援費<拡充> 345億9,720万円

保育所、幼稚園、認定こども園での保育・教育の質の向上に必要な経費を助成します。

6年度は、保育士の代休や年休の取得、また研修参加などのために、市で求める基準以上に保育士を配置する場合に助成するローテーション保育士雇用費について、助成対象者を拡大し、質の高い保育の提供、定着の促進を図ります。

また、保育補助者を雇用する際の助成対象者を潜在保育士にも広げ、保育現場の人材確保を進めます。

イ 地域型保育向上支援費 13億4,551万円

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業での保育・教育の質の向上に必要な経費を助成します。

- 2 延長保育事業** **63億8,008万円** (62億2,653万円)
給付対象施設・事業に対し、各施設・事業が定める保育時間を超えて延長保育が必要な乳児、幼児の保育を実施するために必要な経費を助成します。
- 3 市立保育所民間移管事業** **7,337万円** (7,663万円)
6年度移管園及び既移管園へのアフターフォローを実施します。
また、既移管園の擁壁についての安全対策を行います。
- 4 横浜保育室助成事業** **6億3,587万円** (6億9,939万円)
本市独自の基準を満たす認可外保育施設のうち、地域の状況等を踏まえて横浜保育室として認定した施設に助成し、一定の保育水準の確保、保護者負担軽減を図ります。 (施設数：10か所)
- 5 認可外保育施設等利用料助成事業** **7億9,133万円** (8億8,945万円)
施設等利用給付認定保護者に対し、認可外保育施設等の利用料を助成します。
- 6 無償化に伴う認可外保育施設の質の確保・向上<拡充>** **1億1,076万円** (3億351万円)
認可外保育施設やベビーシッターに対し、保育の質の確保・向上のための研修、児童の処遇向上を目的とした助成を実施します。また、6年度は、調理担当職員等の保菌検査費用の助成単価を拡充します。
- 7 保育所等における業務効率化推進事業<拡充>** **1億178万円** (9,078万円) **特集2**
保育士の業務負担軽減を図るため、保育所等に対し、ICT等を活用した業務支援システムや翻訳機等の導入にかかる経費を補助します。また、6年度は、キャッシュレス決済を導入する場合の費用についても補助対象とし、補助上限額を拡充します。
- 8 にもつ軽がる保育園事業<新規>** **6億2,332万円** (新規) **特集1**
保護者及び保育士の負担軽減を行うため、紙おむつや食事用エプロン、寝具などについて、サブスクの導入など、保護者が持参する持ち物を減らす取組を実施している保育所等に対し、助成を実施します。また、保育所等に対し、使用済み紙おむつの処分費用の助成を行います。
- 9 市立保育所の業務支援システム<拡充>** **4,022万円** (3,368万円)
市立保育所全園に導入している業務支援システムを引き続き使用し、スマートフォンを活用した園からのお知らせの受信や欠席連絡等を可能にすることで、保護者の利便性向上を図ります。
また、新たに連絡帳を電子化することにより、保育士の業務負担軽減を図ります。
- 10 給付費請求に係るシステム開発等<拡充>** **5,621万円** (3,381万円)
(1) 給付費申請のオンライン化
給付対象施設・事業からの給付費申請に関するオンライン化を引き続き推進し、施設職員の事務負担軽減を図ります。
(2) 請求明細作成システム開発<新規>
施設が給付費等の請求に使用するシステムについて、本市の持っているデータの活用等により施設の利便性向上と事務の効率化を図るため、7年度からの運用開始に向けて開発を行います。
- 11 保育所入所事務等におけるRPA、AI-OCRの活用** **6,219万円** (6,158万円)
保育所入所事務や幼稚園利用児童の認定事務について、RPA及びAI-OCRを活用し、事務の効率化を図ります。
- 12 指導・監査<拡充>** **1,312万円** (923万円)
(1) 認可保育所等の指導等<拡充> **特集2** ※一部、予算額は6に含む
保育の質を確保し、保育中の重大事故等を防止するために、認可保育所や小規模保育事業所、認可外保育施設等に対して、保育の実施状況を確認し、助言・指導を行う巡回訪問を実施します。併せて、より良い施設運営に向け、施設長等を対象に、組織マネジメント等講習を実施します。6年度は、保育の改善に取り組む施設に対し、専門家を派遣するサポート事業を実施します。
(2) 認可保育所等の監査
保育所等への一般指導監査、運営に問題のある施設等への特別指導監査等を随時実施します。また、法律や会計専門家の助言を得ながら、監査の質の向上に取り組みます。
- 13 こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業<新規>** **3,758万円** (新規) **特集1**
認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、幼稚園、地域子育て支援拠点で、こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業を行います。 (実施施設数：14か所)

2	保育所等の受入推進	
	本年度	千円 3,485,677
	前年度	3,276,818
	差引	208,859
本年度の財源内訳	国	1,893,945
	県	193,715
	その他	221,896
	市費	1,176,121

事業内容

待機児童の解消に向けて保留児童のデータ分析結果を踏まえ、既存の保育・教育資源の活用を中心に1・2歳児の受入枠確保を進めます。

受入枠がなお不足する地域については、保育所等を整備し、市全体で新たに1,290人分の受入枠の確保に取り組んでいきます。

保護者の方への個別フォローや情報発信を進めるとともに、保育施設の空きスペース等を有効活用した受入れを推進していきます。

1 変化する保育ニーズに対応するための既存活用策の推進<拡充> 5億6,344万円(5億2,648万円)

(1) 保育ニーズの高い1・2歳児の受入枠拡大<拡充>

2億8,316万円

ア 1・2歳児枠拡大に向けた定員構成の見直し<拡充> **特集2**

既存施設において、1・2歳児の受入枠の拡大を進めます。特に1歳児について、定員の付け替えを伴わずとも、定員増のみで補助が受けられるよう要件を緩和します。

イ 中規模な改修による既存活用の推進

既存施設の中規模な改修において、1・2歳児定員増を行う場合、老朽化した設備等の改修費を18か所に補助します。

(2) 医療的ケア児等の受入れ推進 **特集2** 1,750万円

医療的ケア児等を受入れるための施設改修費等及び駐車場の整備費を補助します。

(3) 年度限定保育事業 2億3,662万円

保育所等を利用できず「保留となった1・2歳児」を対象に、認可保育所等の空きスペースを活用し、年度を限定して保育を実施する保育所に対して、運営費の一部を助成します。

(4) 入所が可能な小規模保育事業への送迎支援<新規> **特集2** 2,616万円

保育所等に入所できず保留となった1・2歳児が自宅から距離がある入所が可能な小規模保育事業を利用する場合に、駐車場の確保に係る費用の補助又はタクシーの利用料金等に充当可能な電子チケットの配付を行い、児童の送迎を支援します。

2 保育所等の新規整備等<拡充> 27億4,869万円(25億9,889万円)

(1) 認可保育所の整備<拡充> **特集2** 6億5,511万円

民間ビル等の内装整備費等への補助により、認可保育所9か所の整備(定員増計460人)を行います。補助基準額の増額(定員60人以上90人未満の場合:6,000万円→6,880万円)に加え、一時保育室加算(補助基準額:300万円)を創設します。

また、重点整備地域で整備を行った場合の開所後賃借料補助(補助率:2/3→3/3)を拡充します。

(2) 地域型保育事業の整備<拡充> **特集2** 6億2,024万円

民間ビル等の内装整備費等への補助により、小規模保育事業等25か所の整備(定員増計434人)を行います。補助基準額を増額(A型(6人以上19人以下)の場合:2,200万円→3,549万円)し開所前賃借料補助を拡充(補助基準額:月額30万円→60万円)します。

また、小規模保育事業整備費補助金を受けて開所した小規模保育施設に対して、開所後賃借料補助を新設(補助基準額:月額60万円)します。

(3) 横浜保育室の移行支援、認定こども園の整備等、老朽改築等<拡充> 14億7,334万円

ア 改修費等の補助により横浜保育室の認可移行(定員増計30人)を支援します。

イ 既存施設への補助による幼保連携型認定こども園への移行(定員増計90人)を支援するほか、老朽化に伴う改築について、6年度中に完了予定の3か所(定員増計11人)に加え、新たに3か所に着手します。また、補助基準額を増額します。

3 保育・教育コンシェルジュの設置と選択肢を増やすための情報発信<拡充>

特集2

1億7,354万円 (1億5,144万円)

(1) 保育・教育コンシェルジュによる個別フォローの実施<拡充>

1億5,354万円

保護者のニーズと必要なサービス等を適切に結び付けるため、保育所等の申請が集中する期間について、各区に配置した保育・教育コンシェルジュが実施する申請者への個別フォローを強化します。



【相談に応じる保育・教育コンシェルジュ】

(2) 園選びのための保育所等情報サイトを通じた情報発信<拡充>

2,000万円

情報収集や園見学などを通じて、希望施設の選択肢を広げるため、保護者向け園選びサイト「えんさがしサポート★よこはま保育」にて各保育所等の雰囲気や魅力を発信します。また、AIチャットボットによる園の「おすすめ機能」の付加と利用者の声を踏まえた改修を実施します。

少人数できめ細やかな支援ができる小規模保育事業の魅力を伝える動画等を作成・掲載します。



【えんさがしサポート★よこはま保育】

【6年度 整備量内訳】

特集2

整備内容	箇所数	増減 (人)
1 保育所及び地域型保育事業の整備	34	894
民間ビル等の内装整備 (既存施設連携型1・2歳児保育所を含む)	9	460
地域型保育事業 (小規模保育事業等) の整備	25	434
2 老朽改築	3	11
6年度完了分	3	11
7年度以降完了分	(3)	—
3 認定こども園の整備等	3	90
幼保連携型認定こども園の整備 (6年度完了分)	3	90
幼保連携型認定こども園の整備 (7年度以降完了分)	(2)	—
幼稚園型認定こども園の整備	—	—
4 横浜保育室の認可移行支援	2	30
5 既存施設の中規模改修による1・2歳児枠拡大	18	72
その他	7	193
既存施設での1歳児定員拡大	—	85
私立幼稚園等預かり保育事業	2	48
私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	5	60
合計	67	1,290

3	保育・教育の質の確保・向上、保育士等確保	
	本年度	千円 3,194,895
	前年度	3,050,422
	差引	144,473
	本年度の財源内訳	
	国	1,925,942
	県	—
	その他	297
	市費	1,268,656

事業内容

保育・教育の質を確保・向上し、子どもの豊かな育ちを支えるため、園内研修の支援や、園外での研修・研究を実施します。

また、保育・教育施設の職員や保護者に向けて「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」の理解を深めるために周知を図ります。あわせて、保育・教育の基盤となる保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保を図る施策を推進します。

1 保育・教育の質向上の仕組みづくり<拡充>

1億243万円(1億36万円)

(1) 保育・教育の質向上に向けた取組<拡充>

ア 「よこはま☆保育・教育宣言」の理解の促進・実践

「よこはま☆保育・教育宣言」を基にした研修や事例紹介を通して、保育・教育施設の職員の理解を深め、保育の実践につなげるとともに、保護者や地域に向けて周知することで、横浜の保育・教育への理解につなげます。

イ 保育・幼児教育センター(仮称)の整備

質の高い保育・教育の実現に向け、研修・研究の推進や相談機能の充実等の拠点となる保育・幼児教育センター(仮称)を新たな教育センターに併せて整備するために、教育委員会事務局とともに、選定された事業者と本市の間で、整備に向けた設計協議を進めるため、アドバイザー業務を委託します。

ウ 医療的ケア児の受入れ推進<新規> **特集2**

医療的ケア児が在籍している保育所等への支援として、看護職員が不在(研修や休暇等)となる場合に、医療的ケアを実施するための看護職員を派遣します。

(2) 園内研修・研究の取組の支援 **特集2**

ア 園内研修・研究を推進する人材育成

園内研修・研究や公開保育を実施できる人材を育成する研修を実施します。また、保育の質を向上する取組を推進するため、園内研修や公開保育を援助・コーディネートする人材を育成するため、保育・教育質向上サポーター事業(Yサポ)を実施します。

イ 園内研修・研究サポーターの派遣

新設の保育・教育施設及び私立幼稚園2歳児受入れ推進事業新規実施園を対象に、保育・教育分野の経験者を派遣し、園内研修・研究を通じた各園の人材育成や課題解決を支援します。

(3) 施設長等の人材育成の取組(一部再掲(P.18))

より良い施設・法人運営に向け、施設長や主任・リーダー、運営法人の管理責任者等を対象に、組織マネジメント等講習を実施します。また、本市と昭和女子大学の協定に基づき、保育所等における組織マネジメントの向上や、保育・教育分野における経営人材の育成の取組を進めます。

(4) 保育・幼児教育研究

日々の保育実践から明らかになった課題について研究に取り組み、職員の実践力を高めます。また、実践事例を収集し、保育・教育施設等と共有することで、保育・教育の質向上につなげます。

(5) 第三者評価・自己評価の取組の推進

認可保育所等の「第三者評価」の受審費を助成します。また、「保育所における自己評価ガイドライン」に基づく研修を実施し、取組を推進します。

2 保育・幼児教育職員等研修<拡充> **特集2**

5,133万円(4,814万円)

保育・教育施設の職員を対象に、職員一人ひとりが専門性や実践力を身に付け、保育の質を高めるために、キャリアに応じた研修を、受講者数を拡充して実施します。また、研修内容によって、オンラインと会場開催を併用し、より効果的に学べる環境を整え、保育の質の向上を図ります。

○ 49講座・150回開催(定員: 30,890人)

3 保育資源ネットワーク構築事業の充実

1,207万円(1,210万円)

保育・教育施設(認可外保育施設・地域子育て支援拠点含む)間のネットワークを構築し、実践研修や公開保育の協働実施、情報交換・ノウハウの共有化の推進等を通じて、保育の質の向上と地域子育て支援の充実を図ります。

4 幼保小連携・接続事業

3,794万円 (4,123万円)

幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続と、幼保小双方の教育の充実を図るため、研究・研修を中心とした幼保小連携・接続事業を推進し、保育士・教諭を支援します。

(1) 研究・研修事業の推進

- ア 幼保小連携推進地区事業 (32地区を指定 参加見込数100園校)
- イ 接続期カリキュラム研究推進地区事業 (4地区を指定 参加見込数9園校)
- ウ 幼保小教育交流事業 (18区で実施)
- エ 幼保小連携・接続に関する研修会 (6回開催 参加見込者数2,800人)
- オ 探究心を育む「遊び」研究会 (5回開催)

(2) 横浜版接続期カリキュラム (平成29年度版) の改訂

横浜版接続期カリキュラム (平成29年度版) を改訂し、各園校における接続期カリキュラムの作成・運用についての方向性や事例を示します。

(3) 幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業

文部科学省の「幼保小の架け橋プログラム」調査研究事業モデル地域として、保育・教育施設、小学校等への支援を充実させるとともに、実践事例を広く発信し、「架け橋期」とされている5歳児から小学校1年生の保育・教育の充実を図ります。

5 保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保<拡充>

29億9,113万円 (28億4,859万円)

(1) 保育士宿舎借り上げ支援事業<拡充>

特集2

市内保育所等を運営する民間事業者が、雇用する保育士向けに、宿舎を借り上げるための補助を行います。

○補助対象：採用10年目までの保育士 ○補助基準額：1戸あたり上限月額 82,000円

(申請見込件数：4,580戸)

(2) 幼稚園教諭等住居手当補助事業<拡充>

特集2

私立幼稚園等預かり保育事業又は私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園に勤務する幼稚園教諭等が賃貸住宅に居住し、幼稚園が当該職員に対し住居手当を支給している場合に、その手当の一部を補助します。
(申請見込件数：362人相当分、補助額2万円 (月額上限))

(3) 潜在保育士等への就労奨励金交付事業

潜在保育士等が「かながわ保育士・保育所支援センター」で求職登録を行い、就労支援を受けた上で市内保育所等に就職した場合、奨励金として一人あたり5万円を支給します。

(4) 市内保育所等の情報紹介サイト活用事業

民間事業者のWEBサイトを活用して保育所等の魅力や求人情報を発信します。

(5) 保育士修学資金貸付事業<拡充>

特集2

保育士養成施設の在学学生に対して貸付を行い、市内保育所等で5年間保育士業務に就いた場合は返済を免除します。貸付期間を従来の1年間から2年間に拡充します。また、入学準備金及び就職準備金の貸付を新設します。

○貸付対象数：50人/年 ○貸付金額：月額5万円以内 ○入学準備金及び就職準備金：各20万円

(6) 就職面接会等・就職支援講座・保育所見学会

潜在保育士や養成施設の学生等を対象に、就職面接会及び就職支援講座を開催します。

(7) 保育士資格・幼稚園教諭免許取得支援事業

保育所等が雇用する保育従事者が、保育士資格や幼稚園教諭免許を取得するために要した講座等の受講料等の補助を行います。また、保育士試験の直前対策講座をオンラインで実施します。

(8) 保育士確保コンサルタント派遣事業

希望する保育所等に、保育士の確保に関するコンサルタントを派遣し、求人方法や給与・勤務条件など、保育士確保や離職防止についての助言等を実施します。

(9) 保育士相談窓口の設置

保育士が労働環境等で悩んだ際に、保育業界に詳しい社会保険労務士等の専門家に相談できる窓口を設けることで、不安を解消し、離職を防止します。

(10) 民間団体の保育士確保支援

市内保育団体が行う人材確保の取組のための補助を行います。また、市内保育団体と幼稚園協会が共同で実施する保育・幼児教育の魅力を開発する事業に対し、事業費の一部を負担します。

4	多様な保育ニーズへの対応	
	本年度	千円 8,930,865
	前年度	8,390,020
	差引	540,845
本年度の財源内訳	国	1,754,952
	県	1,371,536
	その他	44,687
	市費	5,759,690

事業内容

多様な保育ニーズに対応するため、保育所等での一時保育、幼稚園での一時預かり、病児保育等を推進します。

1 一時預かり事業<拡充> **特集2**

24億7,301万円 (23億4,991万円)

就業形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の疾病等による緊急時の保育やリフレッシュ保育など、保護者の身体的・精神的な負担を軽減するため、保育所等において一時預かり事業を実施します。

6年度は、児童を受け入れた際の補助単価の増額を行う等、受入枠の拡充を図ります。

また、新たに赤ちゃんが生まれた世帯に、一時預かりを無料で体験できる24時間分の電子クーポン(はじめてのおあずかり券)の配付を引き続き実施します。

(1) 保育所等での一時保育事業<拡充> **15億3,181万円**

保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業等で一時保育を実施します。

6年度から、土曜受入加算を創設し、土曜日の受入枠の拡充を図ります。

(2) 乳幼児一時預かり事業<拡充> **9億4,119万円**

子育て中の養育者が、理由を問わずにリフレッシュしたり用事を済ませたりできる機会を提供することで、子育てに伴う身体的・精神的負担感の軽減を図ることを目的として、認可外保育施設や小規模保育事業を実施する場所に併設して、一時預かり事業を実施します。

6年度から、新規開設時の整備費補助を拡充するとともに、多胎児に対する減免制度を導入します。

○ 8時間実施施設：継続21か所

○ 11時間実施施設：新規3か所、継続15か所

2 幼稚園等における長時間預かり・一時預かり<拡充> **57億3,205万円** (54億618万円)

(1) 私立幼稚園等預かり保育事業～わくわく！はまタイム～<拡充> **特集2** **53億5,623万円**

保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、保護者の就労等により保育を必要とする在園児を対象に、長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対して運営費を補助します。国の無償化対象外となる月48時間以上64時間未満の就労等で利用する場合についても、市単独助成として無償化します。

また、障害児など個別に支援が必要な児童を受入れた際の補助単価を増額します。

(新規2園、継続216園)

(2) 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業<拡充> **特集2** **1億8,577万円**

保育を必要とする2歳児を対象に、幼稚園の教育・保育資源を活用した長時間の受入れを実施します。安定的かつ継続的な運営を支援するため、開設準備費及び運営費を補助します。

また、障害児など個別に支援が必要な児童を受入れた際の加算制度を導入します。

(新規5園、継続17園)

(3) 私立幼稚園等一時預かり保育事業 **1億9,005万円**

在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な預かりを行う幼稚園・認定こども園に対し、補助を行います。

(園数：109園)

3 病児・病後児保育事業<拡充> **6億5,941万円** (5億8,282万円)

病気または病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な児童の保育に対応するため、病児・病後児保育を実施します。安定的に事業を実施できるよう、当日キャンセル対応加算を新設するとともに委託費の基本分単価を拡充します。また、利用者の利便性向上のための、予約システムを開発・導入します。

○ 病児保育：28か所(うち新規3か所)

○ 病後児保育：4か所

4 24時間型緊急一時保育事業<拡充> **6,640万円** (5,110万円)

保護者の病気や就労等で緊急に児童を預ける必要が生じた場合に、24時間365日対応可能な一時保育を実施します。

(実施か所：2か所)

6年度は、安定的かつ継続的な運営を支援するため、運営費の補助を拡充します。

5	幼児教育の支援	
	本年度	千円 11,260,792
	前年度	11,244,084
	差引	16,708
本年度の財源内訳	国	3,506,487
	県	1,772,188
	その他	278
	市費	5,981,839

事業内容

生涯にわたる人格形成の基礎となる幼児教育について、子どもたちに質の高い教育・保育の機会を保障することを目的とした支援を実施します。

そのために、幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用費の給付、私立幼稚園等が実施する預かり保育、特別支援教育費等の補助、教育・保育の質の向上に向けた研修・研究事業を行います。

1 私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費

50億644万円 (53億4,465万円)

私学助成幼稚園等に通う園児について、世帯の状況にかかわらず、月額25,700円を上限とした額を支給します。

(給付対象人数：16,910人)

2 私立幼稚園等預かり保育事業～わくわく！はまタイム～<拡充>

(再掲(P.23))

特集2

53億5,623万円 (50億4,830万円)

保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、保護者の就労等により保育を必要とする在園児を対象に、長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対して運営費を補助します。

国の無償化対象外となる月48時間以上64時間未満の就労等で利用する場合についても、市単独助成として無償化します。

また、障害児など個別に支援が必要な児童を受入れた際の補助単価を増額します。

(新規2園、継続216園)

3 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業<拡充> (再掲(P.23))

特集2

1億8,577万円 (1億5,313万円)

保育を必要とする2歳児を対象に、幼稚園の教育・保育資源を活用した長時間の受入れを実施します。安定的かつ継続的な運営を支援するため、開設準備費及び運営費を補助します。

また、障害児など個別に支援が必要な児童を受入れた際の加算制度を導入します。

(新規5園、継続17園)

4 私立幼稚園等一時預かり保育事業 (再掲(P.23))

1億9,005万円 (2億475万円)

在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な預かりを行う幼稚園・認定こども園に対し、補助を行います。

(園数：109園)

5 私立幼稚園等補助事業

1億1,945万円 (1億1,945万円)

幼稚園・認定こども園に対し、施設・設備の整備等の経費の一部を補助し、教育条件の維持及び向上を図り、幼児教育の健全な発展に役立てます。

(対象園：265園)

6 私立幼稚園等特別支援教育費補助事業<拡充>

1億1,304万円 (8,640万円)

私学助成を受ける幼稚園等に在園する障害児など個別に支援が必要な児童に対し、教育環境等の向上を図るため、その経費の一部を補助します。6年度は、補助単価を拡充します。

(対象者：471人、補助単価：上限24万円/人・年)

7 私立幼稚園等施設整備費補助事業

3,000万円 (3,000万円)

1件200万円以上の園舎修繕工事について一部を補助し、幼稚園・認定こども園の良好な教育環境を確保します。

(対象園：30園、補助額：上限100万円)

8 幼稚園教諭等住居手当補助事業<拡充> (再掲(P.22))

特集2

5,604万円 (3,557万円)

私立幼稚園等預かり保育事業又は私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園に勤務する幼稚園教諭等が賃貸住宅に居住し、幼稚園が当該職員に対し住居手当を支給している場合に、その手当の一部を補助します。

(申請見込件数：362人相当分、補助額2万円(月額上限))

9 保育・教育の質の確保・向上 (再掲(P.21、22))

2億377万円 (2億183万円)

保育・教育の質を確保・向上し、子どもの豊かな育ちを支えるため、園内研修の充実も含め、研修・研究を実施します。

6	放課後の居場所づくり	
	本年度	15,021,386千円
	前年度	11,191,741
	差引	3,829,645
本年度の財源内訳	国	4,196,484
	県	3,839,888
	その他	2,589
	市費	6,982,425

事業内容

全ての児童を対象とした「放課後キッズクラブ」や、留守家庭児童等を対象とした「放課後児童クラブ」への運営支援を行います。
また、特別支援学校における「はまっ子ふれあいスクール」の実施や、公園の一部を「子どもの創造力を生かした自由な遊び場」として活用するプレイパークの活動の支援を引き続き実施します。

1 放課後キッズクラブ事業<拡充>

103億4,697万円(77億273万円)

学校施設等を活用し全ての子どもを対象とした「遊びの場」と、留守家庭児童等を対象とした「生活の場」を兼ね備えた、安全・安心な放課後の居場所を提供するとともに、児童の健全な育成を行います。

また、クラブの安定的な運営を図るため、常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合の補助額を引き上げるとともに、配慮が必要な児童等への支援の充実を図るため、心理職等の専門職による巡回相談員への相談支援や研修を実施します。

(運営か所数：337か所)



【放課後キッズクラブの活動】

2 小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブ整備事業<拡充>

1億8,790万円(2億6,504万円)

小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブの活動場所の整備を行います。

(実施設計：7か所、工事：8か所)

3 放課後児童クラブ事業<拡充>

36億1,217万円(30億8,100万円)

地域の理解と協力のもと、保護者の就労等により留守家庭となる児童の遊び及び生活を通じた健全育成を行います。

また、クラブの安定的な運営を図るため、常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合の補助額を引き上げます。

(運営か所数：232か所)



【放課後児童クラブの活動】

4 放課後児童育成施策推進事業<拡充>

7億3,151万円(2,274万円)

放課後児童育成施策の質の向上のための支援を行い、全ての子どもたちにとって安全・安心な放課後の居場所づくりを推進します。

(1) 人材確保支援

事業所における人材確保支援のため、引き続き事業の認知度向上を図るとともに、各事業所の求人情報の集約及び提供を行います。

集約した求人情報について、本市ホームページで公開するとともに、大学等へ訪問しチラシを配布します。



【人材募集チラシ】

(2) 人材育成支援<拡充>

必要な知識や技術の習得ができるよう、子どもの育成支援や安全・安心への対応など様々な研修を実施します。研修講座の充実を図るとともに、引き続きオンラインでの研修も実施し受講しやすい環境を整え、事業所の人材育成が一層進むよう支援します。

(3) プログラム充実のための支援

クラブにおいて地域や民間事業者等と連携したイベントやプログラムが実施できるよう支援します。



【プログラムの様子】

(4) デジタル化の推進<拡充>

特集1

クラウドサービスを利用した、クラブとの情報連携や一部の補助金事務のオンライン化を全区展開するための環境整備を行います。また、クラブの補助金事務及びクラブを利用する際の保護者負担の軽減に向けて、児童の入退室情報の管理や入所申込みのためのシステムの開発を進めます。

(5) 長期休業期間中における昼食提供<新規>

特集1

全ての放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブにおいて、長期休業期間中の昼食提供を夏休みにモデル実施するとともに、モデル実施の検証を踏まえ、昼食注文システムの開発を進めます。

5 小学生の朝の居場所づくりモデル事業<新規>

特集1

349万円 (新規)

小学生の始業前等の朝の時間に、学校施設を活用して、子どもたちが安心して過ごすことができる居場所づくりをモデル事業として実施します。

(実施か所数：2か所)

6 特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業<拡充>

1億331万円 (8,764万円)

一部の特別支援学校に設置されているはまっ子ふれあいスクールにおいて、学校施設を活用し、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、児童・生徒の健やかな成長を支援します。

また、安定的な運営を図るため、常勤職員を加配した場合の委託料を引き上げます。

(運営か所数：5か所)

7 プレイパーク支援事業<拡充> ※環境創造局との共管事業

3,605万円 (3,259万円)

地域主体で、公園等の一部を「子どもの自由な遊び場」として活用する、プレイパークの活動を支援します。

また、子どもにとって身近な地域でプレイパークを利用できるようにするため、地域人材の確保や人材育成を行い、新たなプレイパーク立ち上げ準備を担うコーディネーターの派遣を支援し、プレイパークの新設に向けた取組を実施します。

(実施団体数：22団体)



【プレイパークの活動】

7

すべての子ども・若者の健全育成の推進

事業内容

地域の環境づくりをはじめ、団体支援や青少年関係施設の運営等により、すべての子ども・若者の健全育成の推進に取り組みます。

1 青少年を育む地域の環境づくり<拡充>**1億7,622万円** (1億8,431万円)

- (1) 社会環境改善事業
青少年指導員等と連携し、青少年が安心して過ごすことのできる環境づくりに取り組みます。
高校生世代を中心とした青少年の居場所や相談先を見つける横浜市情報サイト「ふあんみつけ」を運営し、青少年に相談機関・居場所に関する情報を提供します。
- (2) (公財) よこはまユース青少年事業費補助
青少年活動の支援や人材育成等を行う「よこはまユース」に対し、補助を行います。
ア 人材育成事業
地域で青少年と関わる人材の育成を目的に、青少年を取り巻く課題をテーマにした講座へ講師派遣等を行います。
イ 活動支援事業
地域団体等へ活動内容の助言やコーディネート等を行います。
ウ 青少年の体験活動等の普及・啓発事業
関係団体と協働し、体験活動などの機会を提供するほか、体験活動の事例収集・発信を行います。

(3) 青少年の地域活動拠点づくり事業<拡充>

- ア 青少年の地域活動拠点づくり事業
中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や多世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動の機会を提供する、青少年の地域活動拠点を7か所で実施します。
また、こども基本法の趣旨を踏まえ、ワークショップ等により、青少年の声を聞き、事業に反映します。
- イ 青少年の交流・活動支援事業
青少年の居場所や活動の場の提供など、青少年の健やかな成長を支援し、社会参画に向かう力を育成します。



【青少年の地域活動拠点の活動】

- (4) 道志村自然体験推進事業
青少年の自然体験活動の機会の充実と、道志村と横浜市との友好交流の機会を促進するため、道志村における青少年の自然体験活動を推進します。
ア 18歳以下の横浜市民を対象に、道志村内キャンプ場の施設使用料助成等を行います。
イ 道志村の児童を対象に、1泊2日で横浜市への受入れを行います。

2 青少年育成に携わる団体等の支援**443万円** (476万円)

- (1) 地域における青少年育成に向けた、青少年指導員の活動支援
ア 委嘱人数
2,553人 (令和5年10月1日現在)
イ 活動内容
青少年健全育成のための交流・体験活動の提供、社会環境健全化に向けた活動、研修・啓発
- (2) 少年5団体 (横浜市子ども会連絡協議会、ボーイスカウト横浜市連合会、ガールスカウト横浜市連絡協議会、横浜海洋少年団、横浜市健民少年団) や非行防止活動等を行う横浜市保護司会協議会への補助

3 青少年関係施設の運営等**7億1,815万円** (7億5,361万円)

- (1) 青少年の健全育成を図るため、青少年の自然・科学体験、指導者等の研修等を行う青少年施設・野外活動施設等の管理運営を行います。
○所管施設：横浜こども科学館、横浜市野島青少年研修センター、横浜市青少年育成センター、横浜市青少年野外活動センター (三ツ沢公園、くろがね、こども自然公園)
- (2) 平成27年度に廃止した青少年交流センターについて建物解体工事を行います。(5年度～)

4 横浜市子ども・若者支援協議会の運営**68万円** (68万円)

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、すべての子ども・若者が、他者と交流する中で、自己肯定感を持ち成長できる社会を目指して「横浜市子ども・若者支援協議会」を運営し、こども青少年施策について協議します。

8 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実		
本年度	千円 817,553	
前年度	764,837	
差引	52,716	
本年度の財源内訳	国	268,554
	県	1,658
	その他	3,484
	市費	543,857



【地域ユースプラザの活動】

事業内容

青少年相談センター、地域ユースプラザ及び若者サポートステーションを中心に、困難を抱える子ども・若者の自立支援施策の充実に取り組みます。また、養育環境に課題がある家庭に育つ小・中学生等に対し、生活・学習習慣の習得のための支援を実施します。

**1 青少年相談センターにおける相談・支援事業<拡充> 特集4
6,106万円 (6,169万円)**

青少年及びその保護者を対象とした総合相談や社会参加に向けた継続支援や若者支援を担う人材の育成に取り組みます。また、新たに不登校・ひきこもり経験等のある当事者をピアサポーターとして委任し、相談支援への協力、各種研修会での体験談発表等を行う「ピアサポーター事業」を実施します。

- (1) 個別相談・支援（電話、来所、訪問）
- (2) 集団支援（グループ活動、宿泊体験、家族支援等）
- (3) 社会参加体験事業（販売体験、作業体験等）
- (4) 関係機関等との連携促進及び若者支援者への研修等

2 地域ユースプラザ事業 1億3,669万円 (1億3,608万円)

地域において不登校やひきこもり状態などにある青少年の自立を支援する「地域ユースプラザ」（運営か所4か所）の事業費を補助します。

3 若者サポートステーションにおける相談・支援 1億1,962万円 (1億1,990万円)

職業的自立に向けた相談支援等を行う若者サポートステーションの事業費を補助するとともに生活困窮状態にある若者に対する支援を委託により実施します。（継続3か所（サテライト含む））

○事業内容

- (1) 職業的自立に向けた個別相談、セミナー、就労訓練
- (2) 高等学校等出張相談

4 困難を抱える若者に対するSNS相談事業(よこはま子ども・若者相談室)<拡充> 6,949万円 (3,000万円)

来所や電話相談につながりにくい子どもや若者が気軽に相談できるよう、身近なツールであるSNSを活用した相談を年末年始を含め毎日実施します。

友人関係や進学・就職、ひきこもりに関することなど、様々な悩みごとに心理カウンセラー等の専門の相談員が対応します。また、必要に応じて青少年相談センターの直接支援につなげます。

**5 ヤングケアラー支援事業<拡充> 特集4
4,688万円 (4,130万円)**

ヤングケアラーの様々な負担の軽減を図るため、ピアサポートやオンラインサロンを実施する団体に補助をするとともに、新たにSNS相談を、よこはま子ども・若者相談室の相談メニューとして実施します。

ヤングケアラーを見守り、支える環境づくりを進めるため、広く市民に向けた広報・啓発や関係機関向けの研修を実施するとともに、新たに庁内及び関係機関との支援体制を構築します。

**6 寄り添い型生活支援事業<拡充> 特集4
3億5,214万円 (3億4,146万円)**

保護者の疾病や生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、家庭の状況にかかわらず、子ども一人ひとりがいきいきと学び、自立した生活を送れるようにすることを目的に、生活支援等を事業委託により実施します。また、狭小や老朽化等のため一部の事業所を移転します（3か所）<社会福祉基金を活用>。そのほか、支援の充実に向けた調査・検討を実施します。 (18区21か所)

7 よこはま型若者自立塾 2,267万円 (2,542万円)

不登校、ひきこもり状態にあった若者などを対象に、本人の希望に沿った自立や生活スタイルの確立を目的として、低下した体力の回復、生活リズムの立て直し及び他人との関わり方の習得等に係る支援事業を補助により実施します。また、生活困窮状態にある若者に対する支援を事業委託により実施します。

8 就職氷河期世代相談サポート付集中プログラム事業 900万円 (900万円)

国の「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」を活用し、就職氷河期世代の方の就職意欲の向上及び就労に資する能力伸長のための「3か月間長期プログラム」、「受講期間中の定期的な面談」及び「受講後の進路調整」を一体的に実施する事業を委託により行います。

9 地域療育センター運営事業		
本年度	千円 4,140,418	
前年度	3,921,863	
差引	218,555	
本年度の財源内訳	国	161,734
	県	25,272
	その他	100
	市費	3,953,312



【センターにおける療育の様子】

【各地域療育センター予算内訳】

単位：千円

地域療育センター名	担当区	本年度予算
1 東部地域療育センター	鶴見、神奈川	568,444
2 中部地域療育センター	西、中、南	523,583
3 よこはま港南地域療育センター	港南、栄	421,749
4 西部地域療育センター	保土ヶ谷、旭、瀬谷	517,900
5 南部地域療育センター	磯子、金沢	492,447
6 地域療育センターあおば	青葉	421,334
7 北部地域療育センター	緑、都筑	514,892
8 戸塚地域療育センター	戸塚、泉	532,877
9 総合リハビリテーションセンター	港北	※ 147,192
計		4,140,418

※総合リハビリテーションセンターについては、障害児支援に係る経費の一部をこども青少年局予算としています。

事業内容

0歳から小学校期までの心身に障害のある、またはその可能性のある児童及びその家族を対象に、相談、診療・評価、集団療育等を実施しています。

また、地域における療育の中核機関として、障害児が通う保育所や幼稚園、小学校等を訪問し、児童の対応に関する助言や障害の理解を深めるための支援等を行っています。

方面別に設置している8センターに加えて、総合リハビリテーションセンターも同様の機能を担っており、合計9センターで18区を担当しています。

1 地域療育センター運営事業<拡充>

41億4,042万円 (39億2,186万円)

(1) 初期支援の充実<拡充> 9,412万円

初期支援を充実するため、6センターに保育士及びソーシャルワーカーを配置し、体制を整備します。(整備済の3センターと合わせて全てのセンターで事業実施)。

○こどもの遊びの場の提供とともに保護者への助言や相談対応を行う「ひろば事業」を実施

○心理職等の専門職による面接(相談対応)を実施

(2) 障害児相談支援の充実<拡充> 1,200万円

利用児童の多い2センター(東部・西部)にソーシャルワーカーを増員し、障害児相談支援を充実します。

(3) きょうだい児預かりの委託実施<新規> 1,914万円

利用児童のきょうだい児を預かる「きょうだい児預かり」を、4センター(西部・南部・あおば・北部)でNPO法人等への委託により実施します。

(4) 電子カルテの導入<新規> 6,000万円

センターの診療所等において、紙カルテから電子カルテに順次移行します。

(5) 集団療育の充実<拡充> 1,800万円

利用児童の増加が顕著な東部地域療育センターについて、集団療育を実施する場所として児童発達支援事業所を増設します。



【センターにおける「ひろば事業」の様子】

【地域療育センターの主なサービス内容】

相談・地域支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応 ・巡回訪問 ・初期支援 ・障害児相談支援 ・療育講座 ・保育所等訪問支援 等
診療	<ul style="list-style-type: none"> ・診断・検査 ・評価・訓練 等
集団療育(通園部門等)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援等

10		在宅障害児及び施設利用児童への支援	事業内容
本年度		千円 25,730,787	<p>障害児及び家族が安心して暮らせるよう、学齢期のデイサービスや相談支援、重症心身障害児・者等への医療的ケア等を実施します。</p> <p>1 障害児通所支援事業等<拡充> 224億4,809万円 (204億5,078万円)</p> <p>(1) <u>障害児通所支援事業<拡充></u> 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業等（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）を利用する児童に対する給付費を支出します。 より多くの児童が障害児相談を利用できるよう、障害児相談支援事業所への補助を実施します。特に、行動障害や医療的ケア等により特別な支援を要する児童に対して、相談支援を行う場合は、補助の上乗せを行います。 ○ 放課後等デイサービスの事業所見込数 <u>574か所</u></p> <p>(2) <u>障害児通所支援研修等事業<拡充></u> 障害児通所支援事業所のサービスの質の向上を図るため、事業所向けに研修を実施します。 また、<u>障害児施設の施設管理者及び児童発達支援管理責任者を対象とした虐待防止研修を新たに実施します。</u></p> <p>2 学齢後期障害児支援事業<拡充> 2億9,294万円 (1億4,234万円) 学齢後期(中学・高校生年代)の発達障害児を主な対象として、思春期における障害に伴う生活上の課題の解決に向けて、診療、相談、学校等関係機関との調整及び家族への相談支援等を市内4か所の事業所で実施します。 また、<u>学校等関係機関への支援を充実させるため、ソーシャルワーカーの増員等により各事業所の体制を強化します。</u>加えて、過年度の消費税相当額等を負担します。</p> <p>3 障害児医療連携支援事業<拡充> 7,167万円 (6,144万円)</p> <p>(1) <u>医療的ケア児・者等支援促進事業<拡充></u> 医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受け入れを推進するとともに、<u>医療的ケア児・者等コーディネーターを担える人材を2名養成します。</u></p> <p>(2) 医療的ケアを担う看護師等に対する研修 医療的ケア児を受け入れるサポート保育園等で医療的ケアを担う看護師等の確保・育成を目的とした研修の体系化を図ります。</p> <p>(3) <u>医療的ケア児に関する実態調査<新規></u> <u>医療的ケア児とその家族のニーズを把握するための調査を実施します。</u></p> <p>(4) <u>メディカルショートステイ事業</u> 常時医学的管理が必要な医療的ケアを要する重症心身障害児者等を在宅で介護する家族の負担軽減を目的として、介護者の事情により一時的に在宅生活が困難になった場合などに市立病院や地域中核病院等の協力を得て入院による受け入れ（メディカルショートステイ）を行い、在宅生活の安定を図ります。 ○ 協力医療機関数：11病院</p> <p>(5) 重症心身障害児・者等の在宅生活支援 医療的ケアを要する重症心身障害児・者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修や在宅支援関係者との情報交換等を行う連絡会を開催し、医療環境の充実を図ります。</p> <p>4 特別児童扶養手当支給事務費 4,983万円 (4,797万円) 障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。当該手当事務のうち、請求の受付・認定等の事務を行います。手当は国から受給者に支給します。</p> <p>5 障害児入所支援事業等 28億6,826万円 (26億7,267万円) 障害や養護上の課題により、障害児施設に入所している児童に対する費用（措置費及び障害児入所給付費）を支出するとともに、施設に対して職員の加配等を行い、機能強化を図ります。 さらに、契約により入所している児童の世帯に対して、措置による入所と同等の費用負担となるように、引き続き本市独自の利用者負担助成を行います。 また、福祉型障害児入所施設に入所する児童の地域移行に向けた相談支援を充実させるために、児童のアセスメントや関係機関支援等を行うコーディネート業務を実施します。</p>
前年度		23,375,199	
差引		2,355,588	
本年度の財源内訳	国	12,103,183	
	県	5,588,805	
	その他	19,207	
	市費	8,019,592	

11	妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実	
	本年度	千円 9,846,575
	前年度	7,736,214
	差引	2,110,361
本年度の財源内訳	国	2,380,295
	県	533,704
	その他	12,853
	市費	6,919,723

事業内容

誰もが安心して出産・子育てができる環境づくりに向け、生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援を充実することで、子どもの健やかな育ちを支えます。

1 子育て応援サイト・アプリ事業<拡充> 【特集1】
5億5,500万円 (3億869万円)

- (1) 子育て応援サイト・アプリ<拡充>
スマートフォンを通じて、子育てに関する申請・手続や情報等を保護者・子ども一人ひとりに合わせて提供する「子育て応援サイト・アプリ(仮称)」を構築します。令和6年6月の運用開始後も、随時機能を追加していきます。
- (2) 市内の子育て世代向けプロモーションサイトの作成<新規>
子育て世代の定住を促進するため、「子育て応援サイト・アプリ(仮称)」等と連携しながら、本市の様々な魅力や特色ある取組を効果的に発信します。

2 妊産婦・こどもの健康医療相談事業<新規> 【特集1】
5,000万円 (新規)

子育ての不安を軽減するため、「子育て応援サイト・アプリ(仮称)」を通じて、妊産婦及び未就学児の養育者が、無料で医師等に相談できる事業を実施します。(令和7年1月開始予定)

3 出産費用助成事業<新規> 【特集1】
20億5,610万円 (新規)

経済的負担の軽減を図り、安心して出産できる環境を整えることを目的に令和6年4月以降に出産した方を対象に助成金を支給します。

- (1) 支給対象者
妊娠12週を超えて(85日以上)出産し、出産日から申請日現在まで継続して市内に住民登録があり、健康保険に加入している人
- (2) 支給額
1児につき9万円
ただし、加入している健康保険から付加給付が支給される場合は、その額を控除した金額

4 出産・子育て応援事業<拡充> 【特集1】
27億7,571万円 (29億3,708万円)

妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。経済的支援について、出産・子育て用品の購入や子育てサービス等に利用できるよう、ギフト支給に切り替えます(令和6年10月予定)。

- (1) 伴走型相談支援
妊娠後期や出産後に支援が必要な妊産婦に対して、母子保健コーディネーターが、電話や対面での相談に応じます。
- (2) 経済的支援 ※ギフトはそれぞれ5万円相当
 - 出産応援金(妊娠届出後)5万円 (見込件数:24,775件)
 - 子育て応援金(出生届出後)5万円 (見込件数:22,024件)

5 子育て世代包括支援センター事業 5億4,641万円 (4億5,540万円)

福祉保健センターの母子保健コーディネーターが、主に妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や、母子保健サービスの利用案内等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図り、横浜市版子育て世代包括支援センターとしての支援を実施します。
(母子健康手帳交付時面接実施見込率:100%)

6 妊婦・産婦健康診査事業 19億5,830万円 (20億554万円)

- (1) 妊婦健康診査
妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査費用の一部を助成します。
(延べ見込件数:272,524人)
- (2) 産婦健康診査
産褥期の心身の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、産後2週間・1か月における産婦健康診査費用の一部を助成します。
(1か月受診率:89.0%)

- 7 妊婦歯科健康診査事業<拡充>** **5,389万円 (5,038万円)**
 妊娠期における歯科疾患の予防、早期発見、早期治療につなげ、母体と胎児の健康増進を図ることを目的に、歯科医療機関に委託し、歯科健診を実施します。また、健診実施歯科医療機関を対象としたスキルアップ研修を行います。 (受診見込件数：11,000件)
- 8 母子保健指導事業** **6,797万円 (7,247万円)**
 母体の保護並びに乳幼児の健康保持及び増進を図るために、母子健康手帳の交付、子育てガイドブック等の配布、母親（両親）教室の開催、女性の健康相談、妊産婦と乳幼児への保健指導、母子訪問指導員による新生児訪問等を行います。 (訪問見込件数：9,000件)
 また、養育者等に講演会、相談及び指導を通じて、小児ぜん息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー等、アレルギー疾患・スキンケア等についての正しい知識の普及啓発を行います。
- 9 乳幼児健康診査事業** **9億7,064万円 (9億8,006万円)**
 (1) 乳幼児健康診査
 区福祉保健センターにおいて4か月児、1歳6か月児及び3歳児を対象に、心身の発育状況の確認及び適切な指導を行い、必要な支援につなげるとともに、健康管理や栄養、生活習慣の確立、歯科・口腔機能の確立や疾患の予防等、育児に関する指導を行うことで、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。 (受診見込件数：72,675件)
 (2) 医療機関乳幼児健康診査
 医療機関乳幼児健康診査の受診票を3回分発行し、生後1か月、7か月及び12か月での受診を奨励し、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。 (受診見込件数：58,320件)
- 10 新生児聴覚検査事業** **4,874万円 (4,718万円)**
 新生児期に聴覚の異常を発見し、適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期支援を図るために、検査費用の一部を助成し受診を促します。 (受診見込件数：16,803件)
- 11 妊娠・出産サポート事業** **特集3** **2億5,031万円 (3億495万円)**
 (1) 妊娠・出産相談支援事業
 予期せぬ妊娠など妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、電話やメール及びLINEを活用し、気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」を運営します。また、低所得の妊婦に対する初回産科受診料の支援等、妊娠早期からの相談支援を充実させるとともに、児童虐待の予防に繋がります。
 (2) 産後母子ケア事業
 心身ともに不安定になりやすい産後4か月までの時期に、市内の助産所や病院・診療所を活用しデイケア・ショートステイ・訪問型サービスを提供します。また、訪問型については、国の補助金を活用し、利用者の自己負担の軽減を図ります。 (利用見込者数：3,283人)
 (3) 妊産婦メンタルヘルス事業
 産科等の医療機関と行政が連携し、妊娠・出産に起因する産後うつ等の予防及び早期発見・早期支援を行います。また、心の不調を抱える妊産婦に対し、「おやこの心の相談」を実施します。
- 12 育児支援事業** **2億5,195万円 (2億3,262万円)**
 (1) 育児支援家庭訪問事業
 区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員が、子育ての不安や孤立感を抱え、継続的な支援が必要と認められる家庭を訪問し、育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し安定した養育ができるよう支援します。 (延べ訪問見込回数：5,740回)
 (2) 産前産後ヘルパー派遣事業
 育児への不安や負担が生じやすい妊娠中及び産後5か月未満の子育て家庭に対し、支援の必要がある場合、ヘルパーを派遣し家事や育児の負担を軽減します。 (延べ利用見込回数：16,950回)
- 13 こんにちは赤ちゃん訪問事業** **1億1,387万円 (1億1,036万円)**
 子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を、地域の訪問員が区役所と連携して訪問し、育児情報の提供等を行います。 (訪問見込件数：21,236件)
- 14 乳幼児発達支援事業** **1億3,076万円 (1億2,794万円)**
 乳幼児健診等で把握された「育てにくさ」を感じている養育者や発達面でフォローが必要な乳幼児に対して、養育者が先の見通しを持って健やかな育児ができるよう、個別相談やグループ支援を行います。 (心理個別相談見込件数：6,500件)
- 15 不妊・不育相談等支援事業<拡充>** **1,094万円 (9,995万円)**
 不妊や不育等に悩む方に対し、区福祉保健センターでの女性の健康相談や医師・看護師による専門相談やカウンセラーによる心理的な支援、オンライン相談を行います。
 また、不育症で悩む方の経済的負担の軽減を図るため、検査費を助成します。
- 16 妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業** **600万円 (360万円)**
 妊産婦や乳幼児が災害時の避難行動及び避難生活において必要となる支援についてまとめた市民向けガイドラインを策定します。

12	地域における子育て支援の充実	
	本年度	千円 5,460,991
	前年度	5,307,189
	差引	153,802
本年度の財源内訳	国	1,273,768
	県	1,203,399
	その他	58,039
	市費	2,925,785

事業内容

安心して出産・子育てができるよう、地域子育て支援拠点の運営をはじめ、子育ての先輩や幼稚園、保育所、認定こども園、空き店舗など地域の資源を活用した交流、相談の場の充実や、地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり等に取り組みます。

1 地域子育て支援拠点事業<拡充> 15億8,838万円 (17億1,508万円)

(1) 地域子育て支援拠点の運営<拡充>

ア 実施内容

- (ア) 親子の居場所事業
- (イ) 相談事業
- (ウ) 子育て情報の収集・提供事業
- (エ) 利用者支援事業
- (オ) 子育て支援ネットワーク事業
- (カ) 子育て支援関係者の人材育成事業
- (キ) 横浜子育てサポートシステム区支部事務局

イ 実施か所数 継続18か所 (全区)

ウ 運営方法 子育て関連事業に取り組んでいるNPO法人、社会福祉法人等に委託して実施

エ 地域子育て支援拠点関係システムの運用開始<拡充>

施設への入退館や横浜子育てサポートシステム利用時の申し込み等、各種手続きをオンライン化し、市民サービスの向上を図ります。

(2) 地域子育て支援拠点に準じた拠点サテライトの整備<拡充> **特集1、3**

ア 実施内容

乳幼児人口が多い区に、地域子育て支援拠点に準じた機能を持つ拠点サテライトを新たに整備します。既存の地域子育て支援拠点とは異なるエリアに設置し、その地域の中核として既存の拠点と一体的に運営します。

イ 実施か所数<拡充>

新規1か所 (港南区/令和7年3月開所予定)、継続9か所

(3) 拠点サテライトにおける利用者支援事業の実施<拡充> **特集1、3**

子育て家庭からの個別相談に応じ、家庭の状況やニーズにあった適切な地域の施設や子ども・子育て支援事業等の選択肢を提示し、円滑な利用へつなげる利用者支援事業を、拠点サテライトで実施します。

実施か所数 新規1か所 (緑区/令和7年3月開始予定)、継続8か所

(4) 地域子育て支援拠点による「出張ひろば」の実施<拡充>

拠点へのアクセスが良くない地域への支援強化のため、施設外での居場所である「出張ひろば」を実施し、これまで拠点を利用していなかった親子への積極的なアプローチに取り組みます。

実施か所数 新規2か所、継続3か所

2 親と子のつどいの広場事業<拡充>

6億8,334万円 (5億8,547万円)

商店街の空き店舗やアパートの一室等を活用し、親子の交流の場の提供、子育て相談の実施、地域の子育て関連情報の提供を行います。

(1) 実施か所数<拡充> **特集1**

新規3か所、継続74か所

(2) 一時預かり事業<拡充> **特集1**

実施内容 : 広場のスペースを活用した一時預かりを実施します。

実施か所数 : 新規1か所、継続38か所

(3) 運営費補助の充実<拡充>

基本助成単価を増額し、安定した広場の運営を確保します。

3 保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業<拡充> **特集1** **3億4,261万円** (3億2,031万円)

(1) 実施内容<拡充>

施設の地域開放、子育て相談、育児講座、園児との交流保育等を実施します。

6年度は、保育所・認定こども園子育てひろばについて、常設園の開設準備費を拡充します。

(2) 実施か所数<拡充>

ア 週3日以上開設する常設園
新規3か所、継続76か所

イ 開設日が週3日未満の非常設園
継続382か所

4 子育て支援者事業 **7,636万円** (7,467万円)

保護者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流をすすめたり、相談に応じる子育て支援者会場を運営します。

○ 実施会場数 185会場

5 横浜子育てサポートシステム事業<拡充> **2億3,248万円** (2億4,133万円)

(1) 実施内容

利用会員や提供会員として登録した市民が、地域の中で子どもを預け、預かります。

併せて、新たに赤ちゃんが生まれた世帯で利用会員となった方を対象に、8時間分の無料クーポン(子サポdeあずかりおためし券)の配付を引き続き実施します。

また、提供会員の確保に向けた取組として、援助活動前の事前打ち合わせについて、新たに補助を行います。

(2) 会員数(令和5年12月末時点)

○ 利用会員(12,821人)・・・市内在住で生後57日以上小学校6年生までの児童がいる方

○ 提供会員(2,410人)・・・市内在住で健康で、子育て支援に理解と熱意のある20歳以上の方

○ 両方会員(681人)・・・利用会員かつ提供会員の方

6 一時預かり事業<拡充>(再掲(P.23)) **特集2** **24億7,301万円** (23億4,991万円)

就業形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の疾病等による緊急時の保育やリフレッシュ保育など、保護者の身体的・精神的な負担を軽減するため、保育所等において一時預かり事業を実施します。6年度は、児童を受け入れた際の補助単価の増額を行う等、受入枠の拡充を図ります。

また、新たに赤ちゃんが生まれた世帯に、一時預かりを無料で体験できる24時間分の電子クーポン(はじめてのおあずかり券)の配付を引き続き実施します。

7 こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業<新規>(再掲(P.18)) **特集1**

3,758万円 (新規)

認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、幼稚園、地域子育て支援拠点で、こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業を行います。 (実施施設数：14か所)

8 ハマハグ推進事業<拡充> **1,044万円** (642万円)

子育てを地域社会全体であたたかく見守り、応援するという機運を醸成していくため、小学生以下の子どもがいる家庭の方や妊娠中の方が、ステッカーが掲示された協賛店で、ちょっとした心配りや設備・備品の利用、割引・優待など、子育てを応援するサービスを受けられる子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)を実施します。

ハマハグアプリを、6年度運用開始予定の「子育て応援サイト・アプリ(仮称)」に統合し、アプリ等の提示により、ハマハグのサービスを受けられるようにします。

また、「横浜アンパンマンこどもミュージアム」内に子育て情報スポットを設置し、市内の子育てに関する情報を発信します。

○ ハマハグ協賛店舗・施設数 4,472店舗・施設 (令和5年11月末時点)

9 こども食堂等支援事業<拡充> **特集4** **1,680万円** (1,400万円)

こども食堂等の地域の取組が推進されるよう、支援に取り組みます。

フードバンク等と連携した食材等の配付のほか、こども食堂等の取組に対する補助の上限額を引き上げます。(補助上限額：10万円→24万円(開催1回につき1万円)) <社会福祉基金を活用>

また、こども食堂等ネットワークを区ごとに構築し、関係団体同士の連携を強化します。

13		ひとり親家庭等の自立支援		事業内容	
本年度		千円 557,937		<p>ひとり親家庭に対して、就業支援や生活支援等の総合的な自立支援を進めることにより、世帯の生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長の確保につなげます。</p> <p>1 ひとり親家庭等自立支援事業<拡充> 5億5,594万円 (4億1,437万円)</p> <p>(1) <u>自立支援教育訓練給付金事業<拡充></u> 特集4 主体的な能力開発の取組を支援することで、ひとり親家庭の自立を促進するため、教育訓練の対象講座を受講する場合、費用の一部を支給します。6年度から所得要件を撤廃します。また、<u>専門実践教育訓練の給付額を増額</u>します。</p> <p>(2) <u>高等学校卒業程度認定試験合格支援事業<拡充></u> 特集4 ひとり親家庭の親又は子の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、費用の一部を支給します。6年度から所得要件を撤廃します。</p> <p>(3) <u>高等職業訓練促進給付金等事業<拡充></u> 特集4 看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合に、4年を上限に修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費を支給します。6年度から所得要件を緩和します。</p> <p>(4) <u>高等職業訓練促進資金貸付事業</u> 高等職業訓練促進給付金受給者に対する就学準備金等の貸付や、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対し、住居の借上げに必要となる住宅支援資金の貸付を行います。</p> <p>(5) <u>日常生活支援事業</u> ひとり親家庭の親が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣します。</p> <p>(6) <u>母子家庭等就業・自立支援センター事業（ひとり親サポートよこはま）<拡充></u> 特集4 ひとり親家庭の総合的な窓口として、情報提供やひとり親家庭同士の交流、講習会、就労相談、弁護士等による専門相談、養育費セミナー、ひとり親の親講座等を関係機関と連携して実施し、自立を支援します。6年度から<u>就労支援利用の所得要件撤廃</u>にあたり、<u>就労支援員を増員</u>します。 ＜社会福祉基金を活用＞</p> <p>(7) <u>父子家庭の交流事業</u> 父子家庭向けの交流会を実施し、当事者同士の交流を通じた気付きの機会の提供や、父子家庭に必要とされる情報の提供に取り組みます。</p> <p>(8) <u>思春期・接続期支援事業<拡充></u> 特集4 親子ともに大きな生活の変化を迎える、中学に進学した子を養育するひとり親家庭に対し、学習の不安や教育費の確保等の悩みに対応するため、子への学習支援と親への相談支援を実施します。6年度は、<u>子への学習支援実施期間を3か月から6か月に延長</u>します。＜社会福祉基金を活用＞</p> <p>(9) <u>養育費確保支援事業<拡充></u> 特集4 調停申立や公正証書の作成の費用等（収入印紙代や手数料等）及び養育費保証契約にかかる費用の補助を行います。6年度は、<u>ADR（裁判外紛争解決手続き）や弁護士費用の助成を新設</u>します。 ＜社会福祉基金を活用＞</p> <p>(10) <u>ひとり親家庭自立支援計画策定事業<拡充></u> <u>5年度に実施のひとり親世帯アンケートを踏まえ、6年度には関係団体へのヒアリングや、市民意見募集も実施した上で、第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画（7年度～11年度）を策定</u>します。</p> <p>(11) <u>ひとり親家庭受験料補助事業<新規></u> 特集4 <u>児童扶養手当受給水準所得のひとり親世帯の子が大学等を受験した際の受験料を助成</u>します。</p> <p>2 ひとり親世帯フードサポート事業<新規> 特集4 200万円 (新規) 物価高騰等により困窮しているひとり親世帯のために、母子福祉団体が実施する食品配付会の運営費用を助成します。</p>	
前年度		414,366			
差引		143,571			
本年度の財源内訳	国	349,724			
	県	—			
	その他	21,569			
	市費	186,644			

14		DV対策事業	
本年度		千円 132,081	
前年度		135,108	
差引		△ 3,027	
本年度の財源内訳	国	47,397	
	県	26,235	
	その他	—	
	市費	58,449	

事業内容

DV被害者等が、安全で安心した生活を送ることができるよう、被害者の立場に立ち、相談、保護、自立に至るまで切れ目のない支援を行います。

1 DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実<拡充> 4,328万円 (4,630万円)

(1) DV相談支援センター<拡充>

DV被害者等を対象に、局・区・男女共同参画センターが、相談・安全確保から自立までの切れ目のない支援を行います。また、相談・支援等の向上及び児童虐待対策との連携強化を図るため、研修を拡充します。

(2) DV被害者等の自立に向けた支援

DV被害者等の自立支援を行うために、民間支援団体に対し、補助を行います。また、民間団体と協働し「退所後支援事業」や「女性のための一時宿泊型相談支援事業」を実施します。

(3) 外国籍女性と子どもへの総合的自立支援事業

民間支援団体と協働し、様々な生活問題を抱える外国籍女性と子どもへ、電話や面接による相談・支援等を行います。

(4) 母子生活支援施設入所者の自立に向けた支援

母子生活支援施設入所者の自立支援や退所後支援を行うために、自立支援担当職員を配置する施設に対し、措置費を支弁します。

2 若年女性相談支援モデル事業

871万円 (871万円)

公的機関への相談につながりにくい若年女性を対象として、アウトリーチ型の支援や居場所の提供等を実施している団体に対し、事業費の補助を行います。

3 女性緊急一時保護施設補助事業

1,475万円 (1,475万円)

民間の女性緊急一時保護施設の運営費等を補助し、支援体制を確保します。

4 加害者更生プログラムへの事業費補助

100万円 (100万円)

DV被害者支援の一環として、様々な形で加害者更生プログラムを実施している民間団体への補助を行います。

5 母子生活支援施設緊急一時保護事業

6,435万円 (6,435万円)

DVからの避難等、緊急の保護を要する母子を一時的に母子生活支援施設に保護し、相談・支援等を行います。また、養育に課題のある妊婦に対し、妊娠・出産・育児に関する支援を行う「妊娠期支援事業」を実施します。
(実施施設：7か所)

15		児童扶養手当等	
本年度		千円 9,853,731	
前年度		9,682,347	
差引		171,384	
本年度の財源内訳	国	2,970,877	
	県	—	
	その他	20,435	
	市費	6,862,419	

事業内容

ひとり親家庭等に対して、手当の支給及び特別乗車券の交付を行います。

1 児童扶養手当<拡充> **特集4** 89億4,788万円 (87億7,978万円)

ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的に手当を支給します。

(1) 支給月 奇数月に前2か月分を支給

(2) 月平均児童数 25,019人

<制度改正>令和6年11月分から(拡充後の初回支給は令和7年1月)

○所得制限限度額の引上げ

2人世帯(子ども1人)の場合の給与収入金額

<手当額の満額を受給できる収入> 年収160万円 → 190万円

<手当額の一部を受給できる収入> 年収365万円 → 385万円

○多子加算の増額

第3子以降の加算額(3,130円~6,250円)を第2子と同額

(5,210円~10,420円)に増額

2 特別乗車券の交付

9億586万円 (9億256万円)

児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設入所世帯の経済的支援として、市営交通機関、民営バス及び金沢シーサイドラインに無料で乗車できる特別乗車券を交付します。※世帯に1枚交付

【6年度交付見込み】13,512枚

16		区と児童相談所における児童虐待への対応の強化	
		本年度	千円 5,954,114
		前年度	5,791,996
		差引	162,118
本年度の財源内訳	国	1,288,203	
	県	885,527	
	その他	19,519	
	市費	3,760,865	

事業内容

児童虐待通告や相談に迅速に対応し、一時保護やその後の支援を適切に行うために、児童相談所や区役所の専門性の強化、体制強化に取り組みます。

また、地域における児童虐待防止のためのネットワークを充実し、関係機関同士の連携強化に向けた取組を行います。

さらに、市民に向けた児童虐待防止啓発・広報活動を拡充します。

1 児童相談所の運営と機能強化<拡充>

45億2,364万円 (44億1,164万円)

4か所の児童相談所で、相談や調査・支援、児童の一時保護等を実施します。

また、児童福祉法の改正を踏まえ、児童相談所の体制を強化するとともに、人材の育成に取り組みます。

(1) 児童虐待防止対策事業<拡充>

児童虐待の早期発見・早期対応とともに、在宅支援による再発防止など、児童の安全を守り、福祉の向上を図るための専門的な支援に取り組みます。

ア 児童虐待の相談・通告への対応 特集3

「よこはま子ども虐待ホットライン」の運営など、24時間365日の児童虐待相談・通告に迅速かつ的確に対応します。

イ 在宅支援における訪問相談・安全確認等の充実

在宅での養育の安定を図るため、児童相談所から養育支援家庭訪問員や養育支援ヘルパーを派遣し相談や家事支援を行うことにより、児童の安全確認の徹底と再発防止に取り組みます。
(養育支援家庭訪問員：13名、養育支援ヘルパー派遣予定回数：9,891回)

ウ 法律や医療等の専門的対応力の強化

弁護士・医師や児童相談所業務の専門家等による高度な知見に基づき、対応困難な事例に対し、適切な評価・判断による支援を行います。弁護士による児童相談所職員への法的助言の機会を確保するとともに、一時保護所アドボカシー事業として、引き続き外部弁護士が一時保護所を定期的に訪問し、子どもの意見表明権の保障に取り組みます。

エ 一時保護所の環境の改善<拡充> 特集3

再整備する南部児童相談所一時保護所において、居室の個室化を進めるとともに、現南部児童相談所一時保護所を引き続き一時保護所として活用し、定員超過状況の改善、子どもたちの生活環境の向上を進めます。

また、学校との連携強化、デジタル教材の導入等により子どもたちの学習環境の充実を図ります。

オ 児童相談所業務のDX<拡充>

電話相談へのAI文字起こしシステムやWeb会議の積極的な活用、タブレット端末利用による記録作成時間の短縮など児童相談所におけるDXを進め、業務の効率化等に取り組み、迅速な対応の強化や職員が子どもや保護者に向き合う時間のさらなる確保を図ります。また、情報の共有をクラウド上のシステムで行い、それらを活用した人材育成や支援力の向上に取り組みます。

(2) 児童相談所における人材の育成<拡充> 特集3

児童福祉法に規定する児童福祉司任用前講習会・任用後研修をはじめ、各係の業務に応じた係別研修や外部への派遣研修を実施し、専門的な援助技術の向上を図ります。

また、子どもの意見聴取等、子どもの人権に配慮した上で対応できる人材を育成します。

(3) 児童相談所の新設及び再整備<拡充> 特集3

児童虐待相談対応件数の増加への対応や、一時保護所における支援環境の向上を図るため、(仮称) 東部児童相談所の新規整備及び南部児童相談所の再整備を進めます。また、北部児童相談所の狭あい化への対応として、執務室拡張工事を行います。

○6年度実施内容 (仮称) 東部児童相談所：実施設計、工事着工 (令和8年4月開所予定)

南部児童相談所：移転新設工事 (令和6年7月移転予定)、北部児童相談所：執務室拡張工事

2 養育支援の充実<拡充>

6億1,780万円 (6億263万円)

(1) 横浜型児童家庭支援センター<拡充>

特集3

全区に設置している児童家庭支援センターで、相談員や心理担当職員が家庭での子育てに関する様々な相談に応じ、区や児童相談所などの関係機関と連携して専門的な相談、支援が必要な家庭の見守り、子育て短期支援事業など福祉サービスの利用調整を行います。

また、専門知識を持つ児童相談所OB等によるスーパーバイザーを配置し、関係機関とのスムーズな連携、安定運営の推進、ケース対応におけるタイムリーな助言を受けられるようにします。

(2) 子育て短期支援事業

保護者の病気等の理由で、一時的に家庭での子どもの養育が難しくなった場合、各区の児童家庭支援センターや市内の児童養護施設等でショートステイやトワイライトステイなどの一時的な預かりを実施します。

3 区役所の機能強化と地域等との連携、児童虐待防止の取組<拡充>

8億1,268万円 (7億7,773万円)

(1) 区役所の相談支援機能の強化<新規>

特集3

改正児童福祉法の施行に伴い、「こども家庭センター」機能を区こども家庭支援課に設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的な相談支援を強化し、子どもや子育て当事者のニーズにあった支援計画（サポートプラン）の作成や、地域における子育て支援の基盤づくりを行います。

6年度は鶴見区、港南区、泉区の3区に設置し、サポートプラン作成等においてマネジメントの中核を担う統括支援員を新たに配置します。

また、業務を効率化し、これまで以上に職員が支援に向き合う時間を確保するため、訪問時などの相談援助業務等においてタブレットの活用をするとともに、相談支援システム構築に向けた検討を行います。

(2) こども家庭相談

子ども本人からの相談や妊娠期から思春期までの子育てに関する様々な相談に対して、保健師・助産師や社会福祉職などの専門職が電話相談や来所相談に応じ、情報提供や専門機関への紹介等、適切な支援を行います。

(3) かながわ子ども家庭110番相談LINE

特集3

子育ての不安や子どもからの相談を受け付ける、「かながわ家庭110番相談LINE」を運用し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。

(4) 区役所における人材の育成

特集3

虐待対応における専門性強化のため、区の虐待対応に関わる職員や中堅職員を対象とし、専門家による研修やスキルアップ研修を実施するなど、人材育成の充実を図るとともに区役所の調整担当者に対して、児童福祉法に規定する調整担当者研修を実施します。

また、児童虐待対応に関する知識と経験のある児童精神科医を派遣する児童精神科医コンサルテーション事業や、区役所の児童虐待対応における検討会議等に児童福祉の専門家を派遣する、スーパーバイザー派遣事業を実施します。

(5) 関係機関との情報共有、連携強化<拡充>

特集3

要保護児童対策地域協議会の支援体制の維持・向上のため、関係機関向けの研修実施などのネットワークの充実を図ります。

また、県と協力し、児童相談所と警察との迅速な連携のため、システムを活用した情報共有を行います。

(6) 医療機関との連携強化

横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）会議の開催や研修等を行い、医療機関との連携強化の充実を図ります。

(7) 児童虐待防止の広報・啓発<拡充>

特集3

「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づき、11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン及び毎月5日の子供虐待防止推進の日を中心に、関係機関・団体、商店街、交通機関等と連携した広報啓発やSNS等を活用した広報啓発に取り組みます。

また、虐待防止に向け、予期しない妊娠を防ぐための広報啓発の強化に取り組みます。

さらに、「こども虐待防止市民サポーター講座」の基礎編、応用編を開催することで、子どもの権利や体罰によらない子育ての理解の更なる推進を図ります。

17	社会的養護の充実	
	本年度	千円 8,150,387
	前年度	7,157,424
	差引	992,963
本年度の財源内訳	国	3,800,282
	県	—
	その他	68,723
	市費	4,281,382

事業内容

家庭での養育が困難な児童が、必要な支援を受けながら、落ち着いた環境の中で安定した生活が送れるよう、社会的養護の充実に取り組みます。

1 里親制度等の推進<拡充> 2億6,836万円 (2億1,565万円)

(1) 里親の確保に向けた取組<拡充> 特集3

里親フォスタリング機関を活用して、里親の積極的なリクルートを行うほか、制度説明会や個別相談会を実施し、担い手を増やしていきます。

また、登録前研修や登録更新研修などの法定研修、養育技術や子どもに関する理解を深める研修を実施するほか、障害児等を養育する専門里親の研修費用補助の充実を図るなど、里親の養育力を高めます。

(2) 里親家庭への支援

児童相談所の里親専任職員が施設など関係機関と連携し、委託前の子どもと里親の交流や、委託後の支援を丁寧に行うとともに、里親対応専門員を配置し、家庭訪問等による里親子の支援を実施します。

里親フォスタリング機関による土日・夜間の相談対応のほか、里親会の里親サロンの開催などで、里親養育を支えています。

(3) ファミリーホーム事業<拡充>

地域の家庭的な環境の中で養育するファミリーホームを運営します。また、事業に適した物件探しの調査を不動産業者に委託することで、新規ホームの開設を支援します。

2 施設等を退所する子どもへの支援<拡充> 4億2,447万円 (3億574万円)

(1) 児童養護施設等を退所した子どもへのアフターケア<拡充> 特集4

児童養護施設等を退所し、進学または就労する子どもが、社会で自立した生活を安定して送れるよう、施設等入所中から継続した相談支援や居場所(よこはまPortFor)を運営するとともに、より安定的に事業を実施できるよう、相談支援にかかる補助を拡充します。

施設等を退所した後も、訪問等により個々の状況を継続的に把握し、生活全般や住まい等に関する困りごとへ心理的ケアも含めてサポートを行います。

また、社会的養護経験者の支援ニーズ等を把握するための実態調査を実施します。

(2) 資格等取得支援事業<拡充> 特集4

施設等退所後、経済的事情で支援を必要とする児童に対し、運転免許やヘルパーなど就職に必要な資格取得の費用や、専門学校・大学等に進学する際の初年度納入金及び家賃を支給します。

また、家賃の支給について、就職活動等でアルバイトが制約される期間も対象に加え、経済的な不安がなく就職活動等に専念できるように支援します。
<社会福祉基金を活用>

(3) 自立援助ホーム事業

義務教育終了後に児童養護施設等を退所し、自立生活を目指す児童に対して、自立と生活の安定に向けた援助を行う自立援助ホームを運営するとともに、心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援を行うための補助を実施します。また、新規ホームの開設を支援します。

3 児童措置費等<拡充> 71億1,548万円 (66億3,603万円)

児童福祉法に基づき要保護児童を入所施設に措置した場合や里親等に委託した場合、また、母子生活支援施設や助産施設に入所した場合、施設の設備及び運営の基準を維持する費用を支弁します。

入所児童等の教育費や、施設職員の処遇改善や業務内容に応じた加算の実施に加え、ケアを必要とする児童の養育環境の向上を図ります。

新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得を促進するため、資格取得者を児童養護施設等に配置する場合に、月額 20,000 円の手当を支弁します。

4 こどもの意見表明支援事業<新規> 951万円 (新規)

児童福祉法の改正を踏まえ、児童養護施設等に措置等されている子どもの話を、利害関係のない子どもの福祉や権利に精通した者(意見表明支援員)が聞くことで、こども基本法に定められた「子どもが意見を表明する権利」を保障します。

5 民間児童福祉施設整備事業<新規> 3億3,256万円 (新規)

児童心理治療施設「横浜いずみ学園」において、老朽化への対処や児童の支援環境の向上を図るため、大規模修繕を実施します。

18		ワーク・ライフ・バランスの推進	
本年度	千円	10,235	
前年度		10,295	
差引		△ 60	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	4,352	
	その他	100	
	市費	5,783	

事業内容

ワーク・ライフ・バランスの推進のため、普及・啓発、父親育児支援、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援に取り組みます。

1 ワーク・ライフ・バランスの推進 1,024万円 (1,030万円)

(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
社会全体で子育てに取り組む機運を醸成し、働きやすく子育てにやさしい環境づくりを促進・支援するため、ワーク・ライフ・バランス推進に関する市民向けの普及・啓発等に取り組みます。

(2) 父親育児支援
地域ケアプラザ等の身近な施設及び市内企業においても父親育児支援講座を開催します。
また、啓発冊子やウェブサイト（ヨコハマダディ）による情報発信を行います。



(3) 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援
結婚を希望する方及び子の結婚を希望する保護者向けセミナーを開催します。

計画の推進

19		計画の推進	
本年度	千円	36,783	
前年度		92,972	
差引		△ 56,189	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市費	36,783	

事業内容

「横浜市子ども・子育て支援事業計画」を推進するための会議を開催するとともに、次期（第3期）計画策定に向けた取組を進めます。
また「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」を推進するため、有識者等を含む会議を開催します。

1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の推進<拡充> 3,571万円 (9,007万円)

(1) 横浜市子ども・子育て会議の開催
有識者や子育て支援者、教育・保育関係者、市民委員等からなる子ども・子育て会議において、計画の実施状況の点検・評価や第3期計画策定に向けた審議を行います。

(2) 第3期計画策定<新規>
本市の子ども・子育て支援施策を着実に推進していくため、ニーズ調査（5年度実施）やパブリックコメント等を踏まえ第3期計画（計画期間：7～11年度）を策定します。

(3) 子どもの意見を聞く取組<拡充>
こども基本法の趣旨を踏まえ、第3期計画策定に向けた子どもを対象とした意見募集や子どもの居場所等でのヒアリングなど、子どもの意見を施策に反映していくための取組を実施します。

(4) 子育て世代の家事負担軽減に関する調査・分析<新規> **特集1**
子育て世代の家事負担を軽減するため、惣菜販売など夕食支援に取り組む保育所の協力のもと、利用者へのアンケート調査・分析及び事例集の作成を行います。

2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進 107万円 (290万円)

子どもや家庭への支援に関わる団体・事業者や学識経験者、学校関係者等からなる「横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議」を開催し、計画推進のための意見聴取等を行います。

20		児童手当	
本年度	千円	55,734,493	
前年度		47,355,966	
差引		8,378,527	
本年度の財源内訳	国	41,493,649	
	県	6,914,618	
	その他	7,173	
	市費	7,319,053	

事業内容

児童を養育している家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長に資することを目的に、当該児童の養育者に手当を支給します。
 なお、令和6年10月分から、現行の児童手当制度が拡充されます。

1 児童手当<拡充> 特集1 557億3,449万円 (473億5,597万円)
【令和6年9月分まで (法改正前)】

(1) 対象
 中学校修了までの児童

(2) 手当額 (児童1人あたり)

3歳未満		月額 15,000円
3歳以上 小学校修了前	第1・2子	月額 10,000円
	第3子以降	月額 15,000円
中学生		月額 10,000円

- ・所得制限以上となる世帯 月額 5,000円
- ・所得上限以上となる世帯 支給なし

(3) 支給月
 6月・10月に前4か月分を支給します。

(4) 月平均児童数
 366,901人

【令和6年10月分から (法改正後)】 ※拡充後の初回の支給は、令和6年12月です。

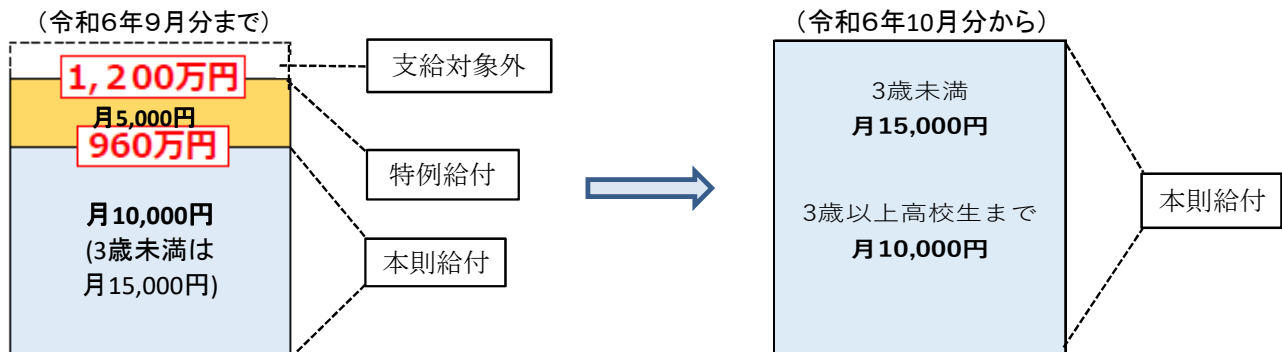
<拡充内容>

- ①所得制限撤廃・・・所得制限が撤廃され、全員が本則給付になります。
- ②支給期間の延長・・・支給期間が、中学校修了までから高校生年代まで延長されます。
- ③多子世帯への加算・・・高校生年代までの第3子以降の支給額を、月15,000円から月30,000円に増額します。
- ④支給回数を年6回・・・年3回の支給を隔月(偶数月)の年6回とし、前2か月分を支給します。

(1) 対象<拡充>
 高校生年代までの児童

(2) 手当額 (児童1人あたり) <拡充>

3歳未満	第1・2子	月額 15,000円
	第3子以降	月額 30,000円
3歳以上 高校生年代まで	第1・2子	月額 10,000円
	第3子以降	月額 30,000円



※扶養人数により、基準となる所得額は異なります。
 図は扶養人数3人(児童2人、年収103万円以下の配偶者で構成される4人家族)の場合の例です。

※0歳から高校生までのうち、
 第三子以降は月30,000円

(3) 支給月<拡充>
 支払月を隔月(偶数月)の年6回とし、前2か月分を支給します。

(4) 月平均児童数
 496,089人

21	母子父子寡婦福祉資金貸付事業 （母子父子寡婦福祉資金会計）	
	本年度	千円 262,575
	前年度	521,341
	差引	△ 258,766
本年度の財源内訳	国	—
	県	—
	その他	227,845
	市費	34,730

事業内容

母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立を促し、児童の福祉を増進するための各種の資金貸付を行います。

1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業＜拡充＞

2億6,258万円（5億2,134万円）

(1) 対象者

- ア 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦又はその児童等
- イ 40歳以上の配偶者のない女子で現に児童を扶養していない人

(2) 主な資金

修学資金、就学支度資金等（12資金）

(3) 貸付利子

無利子又は年利1.0%

(4) 償還について＜拡充＞

コンビニエンスストアでの償還金収納を開始します。
滞納者に対しては電話・通知・訪問での償還交渉を行います。
○ 期間：据置（6か月又は1年）後3年～10年以内

(5) 貸付限度額（例：修学資金）

- 私立高校（自宅通学）：30,000円／月額
- 私立大学（ 〃 ）：72,000円／月額
- 大学院（修士課程）：88,000円／月額

(6) 国への償還及び一般会計への繰入れ

4年度の決算において生じた剰余金について、国の定める算定方法に基づき、一部を国へ償還し、一部を一般会計へ繰り入れます。

- 国への償還額 1,847万円（5年度：1億7,671万円）
- 一般会計繰出金 921万円（5年度：8,816万円）

■財源創出の取組

令和6年度予算編成は、持続可能な市政運営を実現するため、「財政ビジョン」「中期計画」「行政運営の基本方針」の『3つの市政方針』に基づき、全庁一丸となって『創造・転換』を理念とする財源創出に取り組みました。

<主な財源創出の取組>

事業名	財源創出の内容	財源創出額
「創造・転換」による財源創出(歳出削減の取組)		
市立保育所民間移管事業	市立保育所2園を民間移管	50百万円
保育・教育認定事務費	RPA・AI-OCRの活用により、事務処理集中センターに係る委託料を削減	7百万円
運営・指導事務経費事業	施設等に送付する資料をペーパーレス化することで、経費を削減	3百万円
「創造・転換」による財源創出(歳入確保の取組)		
児童手当支給事業	国費等の負担割合変更に伴う収入増	965百万円
保育・教育施設向上支援費	保育所等における国の職員配置基準の一部が市の基準と同等程度に改善されることに伴う、国・県の負担金の収入増	547百万円
こどもの権利擁護体制整備事業	国費等の負担割合変更に伴う収入増	156百万円
学齢後期障害児支援事業	事業スキームを精査し、国補助金を活用することで、歳入を確保	81百万円
横浜保育室事業助成金	横浜保育室から認可保育所等の給付対象施設への移行を推進することで、国の負担金を導入し、歳入を確保	36百万円
個人版ふるさと納税、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)		
保育所等整備事業	企業版ふるさと納税	2百万円
地域子育て支援拠点事業	企業版ふるさと納税	1百万円
親と子のつどいの広場事業	企業版ふるさと納税	1百万円

■横浜市中期計画における政策別の予算概要掲載項目について

<政策1> 切れ目なく力強い子育て支援 ～妊娠・出産期・乳幼児期～

予算概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【11 妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実】		
子育て応援サイト・アプリ事業	拡充	P.31
妊産婦・こどもの健康医療相談事業	新規	P.31
出産費用助成事業	新規	P.31
出産・子育て応援事業	拡充	P.31
子育て世代包括支援センター事業		P.31
妊婦・産婦健康診査事業		P.31
妊婦歯科健康診査事業	拡充	P.32
母子保健指導事業		P.32
乳幼児健康診査事業		P.32
新生児聴覚検査事業		P.32
妊娠・出産サポート事業		P.32
育児支援事業		P.32
こんにちは赤ちゃん訪問事業		P.32
乳幼児発達支援事業		P.32
不妊・不育相談等支援事業	拡充	P.32
【12 地域における子育て支援の充実】		
地域子育て支援拠点事業	拡充	P.33
親と子のつどいの広場事業	拡充	P.33
保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業	拡充	P.34
子育て支援者事業		P.34
ハマハグ推進事業	拡充	P.34
【18 ワーク・ライフ・バランスの推進】		
ワーク・ライフ・バランスの推進		P.40
【20 児童手当】		
児童手当	拡充	P.41

<政策2> 切れ目なく力強い子育て支援 ～乳幼児期・学齢期～

予算概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【1 子ども・子育て支援制度における保育・教育の実施等】		
「教育・保育給付」の認定を受けた子どもの保育・教育	拡充	P.17
延長保育事業		P.18
市立保育所民間移管事業		P.18
横浜保育室助成事業		P.18
認可外保育施設等利用料助成事業		P.18
無償化に伴う認可外保育施設の質の確保・向上	拡充	P.18
保育所等における業務効率化推進事業	拡充	P.18
にもつ軽がる保育園事業	新規	P.18
市立保育所の業務支援システム	拡充	P.18
給付費請求に係るシステム開発等	拡充	P.18
保育所入所事務等におけるRPA、AI-OCRの活用		P.18
指導・監査	拡充	P.18
こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業	新規	P.18
【2 保育所等の受入推進】		
変化する保育ニーズに応えるための既存活用策の推進	拡充	P.19
保育所等の新規整備等	拡充	P.19
保育・教育コンシェルジュの設置と選択肢を増やすための情報発信	拡充	P.20
【3 保育・教育の質の確保・向上、保育士等確保】		
保育・教育の質向上の仕組みづくり	拡充	P.21
保育・幼児教育職員等研修	拡充	P.21
保育資源ネットワーク構築事業の充実		P.21
幼保小連携・接続事業		P.22
保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保	拡充	P.22
【4 多様な保育ニーズへの対応】		
一時預かり事業	拡充	P.23
幼稚園等における長時間預かり・一時預かり	拡充	P.23
病児・病後児保育事業	拡充	P.23
24時間型緊急一時保育事業	拡充	P.23

予算概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【5 幼児教育の支援】		
私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費		P.24
私立幼稚園等預かり保育事業～わくわく！はまタイム～	拡充	P.24
私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	拡充	P.24
私立幼稚園等一時預かり保育事業		P.24
私立幼稚園等補助事業		P.24
私立幼稚園等特別支援教育費補助事業	拡充	P.24
私立幼稚園等施設整備費補助事業		P.24
幼稚園教諭等住居手当補助事業	拡充	P.24
保育・教育の質の確保・向上		P.24
【6 放課後の居場所づくり】		
放課後キッズクラブ事業	拡充	P.25
小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブ整備事業	拡充	P.25
放課後児童クラブ事業	拡充	P.25
放課後児童育成施策推進事業	拡充	P.25
小学生の朝の居場所づくりモデル事業	新規	P.26
特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業	拡充	P.26
【12 地域における子育て支援の充実】		
横浜子育てサポートシステム事業	拡充	P.34
一時預かり事業	拡充	P.34
こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業	新規	P.34
【19 計画の推進】		
横浜市子ども・子育て支援事業計画の推進	拡充	P.40

<政策3> 困難な状況にある子ども・家庭への支援

予算概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【6 放課後の居場所づくり】		
プレイパーク支援事業	拡充	P.26
【7 すべての子ども・若者の健全育成の推進】		
青少年を育む地域の環境づくり	拡充	P.27
青少年育成に携わる団体等の支援		P.27
青少年関係施設の運営等		P.27
横浜市子ども・若者支援協議会の運営		P.27
【8 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実】		
青少年相談センターにおける相談・支援事業	拡充	P.28
地域ユースプラザ事業		P.28
若者サポートステーションにおける相談・支援		P.28
困難を抱える若者に対するSNS相談事業（よこはま子ども・若者相談室）	拡充	P.28
ヤングケアラー支援事業	拡充	P.28
寄り添い型生活支援事業	拡充	P.28
よこはま型若者自立塾		P.28
就職氷河期世代相談サポート付集中プログラム事業		P.28
【12 地域における子育て支援の充実】		
こども食堂等支援事業	拡充	P.34
【13 ひとり親家庭等の自立支援】		
ひとり親家庭等自立支援事業	拡充	P.35
ひとり親世帯フードサポート事業	新規	P.35
【15 児童扶養手当等】		
児童扶養手当	拡充	P.36
特別乗車券の交付		P.36
【17 社会的養護の充実】		
施設等を退所する子どもへの支援	拡充	P.39
【19 計画の推進】		
横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進		P.40
【21 母子父子寡婦福祉資金貸付事業（母子父子寡婦福祉資金会計）】		
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	拡充	P.42

＜政策4＞ 児童虐待・DVの防止と社会的養護の充実

予算概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【14 DV対策事業】		
DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実	拡充	P.36
若年女性相談支援モデル事業		P.36
女性緊急一時保護施設補助事業		P.36
加害者更生プログラムへの事業費補助		P.36
母子生活支援施設緊急一時保護事業		P.36
【16 区と児童相談所における児童虐待への対応の強化】		
児童相談所の運営と機能強化	拡充	P.37
養育支援の充実	拡充	P.38
区役所の機能強化と地域等との連携、児童虐待防止の取組	拡充	P.38
【17 社会的養護の充実】		
里親制度等の推進	拡充	P.39
児童措置費等	拡充	P.39
こどもの意見表明支援事業	新規	P.39
民間児童福祉施設整備事業	新規	P.39

＜政策13＞ 障害児・者の支援

予算概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【9 地域療育センター運営事業】		
地域療育センター運営事業	拡充	P.29
【10 在宅障害児及び施設利用児童への支援等】		
障害児通所支援事業等	拡充	P.30
学齢後期障害児支援事業	拡充	P.30
障害児医療連携支援事業	拡充	P.30
特別児童扶養手当支給事務費		P.30
障害児入所支援事業等		P.30

＜政策35＞ 地域で支える防災まちづくり

予算概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【11 妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実】		
妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業		P.32



CHILD AND YOUTH BUREAU

こどもせいしょうねん

